

又は当該有価証券に係る政令で定める法人の本店又は主たる事務所の所在

九 法人税法第二条第二十九号（定義）に規定する團体投資信託又は同条第二十九号の二に規定する法人課税信託に関する権利については、これらの信託の引受けをした營業所、事務所その他の信託に準ずるもの所在

十 特許権、実用新案権、意匠権若しくはこれらの実施権で登録されているもの、商標権又は回路配置利用権、育成者権若しくはこれらの利用権で登録されているものについては、その登録をした機関の所在

十一 著作権、出版権又は著作隣接権でこれらの権利の目的物が発行されているものについては、これを発行する營業所又は事業所の所在

十二 第七条の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる金銭については、そのみなされる基因となつた財産の種類に応じ、この条に規定する場所

十三 前各号に掲げる財産を除くほか、營業所又は事業所を有する者の当該營業所又は事業所に係る營業上又は事業上の権利については、その當業所又は事業所の所在

十四 国債又は地方債は、この法律の施行地にある前各号に掲げる財産を除くほか、營業所又は事業所を有する者の当該營業所又は事業所に係る營業上又は事業上の権利については、その當業所又は事業所の所在

十五 第一項各号に掲げる財産及び前項に規定する財産の所在については、当該財産の権利者であつた被相続人又は贈与をした者の住所による。

十六 前三項の規定による財産の所在は、当該財産を相続、遺贈又は贈与により取得した時の現況による。

第三章 課税価格、税率及び控除

第一節 相続税

第十一條 相続税は、この節及び第三節に定めるところにより、相続又は遺贈により財産を取得した者の被相続人からこれら的事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の総額（以下この節及び第三節において「相続税の総額」という）を計算し、当該相続税の総額を基礎としてそれぞれこれらの事由により財産を取得した者に係る相続税額として計算した金額により、課する。

（相続税の課税価格）

第十二条 第二項の二 相続又は遺贈により財産を取得した者が第一項の規定による場合においては、その者に該当する者である場合においては、その者に該当する者である場合は、当該相続又は遺贈により取得した財産を当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なものと認められる場合の区分に応じ、イ又はロに定める金額に相当する部分

イ 第三条第一項第一号の被相続人のすべての相続人が取得した同号に掲げる保険金の合計額が五百万円に当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額（ロにおいて「保険金の非課税限度額」という。）以下である場合 当該相続人の取得した保険金の金額

ロ イに規定する合計額が当該保険金の非課税限度額を超える場合 当該保険金の非課税限度額に当該合計額のうち当該相続人の取得した保険金の合計額の占める割合を乗じて算出した金額

六 相続人の取得した第三条第一項第二号に掲げる給与（以下この号において「退職手当金」といふ）を規定する。

（相続税の課税財産）

第十三条 第二項の二 次に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

一 皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）第七条（皇位に伴う由緒ある物）の規定により

二 墓所、靈廟及び祭具並びにこれらに準ずるもの

三 宗教、慈善、学術その他の公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるものが相続又は遺贈により取得した財産で当該公益を目的とする事業とのみに皇嗣が受けた物

四 身体に障害のある者に關して実施する共済制度で政令で定めるものに基づいて支給される給付金を受ける権利

五 相続人の取得した第三条第一項第一号に掲げる保険金（前号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）については、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める金額に相当する部分

イ 第三条第一項第一号の被相続人のすべての相続人が取得した同号に掲げる保険金の合計額が五百万円に当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額（ロにおいて「保険金の非課税限度額」という。）以下である場合 当該相続人の取得した保険金の金額

ロ イに規定する合計額が当該保険金の非課税限度額を超える場合 当該保険金の非課税限度額に当該合計額のうち当該相続人の取得した保険金の合計額の占める割合を乗じて算出した金額

（相続税の課税価格）

第十四条 第二項の二 相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人に対する遺贈に限る。以下この条において同じ。）により財産を取得した者が第一条の三第一項第一号又は第二号の規定に該当する者である場合においては、当該相続又は遺贈により取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、該財産の価額から当該財産の債務控除額（債務控除）による。

二 被相続人の債務で相続開始の際現に存する二被相続人に係る葬式費用

一 被相続人の債務で相続開始の際現に存する二被相続人に係る葬式費用

二 被相続人の債務で相続開始の際現に存する二被相続人に係る葬式費用

三 前項の債務の確定している公租公課の金額には、被相続人が、所得税法第百三十七条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）の適用がある場合の納稅猶予（同法第二項の規定により適用する場合を含む。第三十二条第一項第九号イにおいて同じ。）の規定の適用を受けていた場合における同法第百三十七条の二第一項に規定する納稅猶予分の所得税額並びに同法第百三十七条の三第一項及び第二項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納稅猶予分の所得税額を含まない。ただし、同法第百三十七条の二第一項の規定により当該被相続人の納付の義務を承継した当該被相続人の相続人（包括受遺者を含む。以下この項及び同号にお

等」という。）については、イ又はロに掲げた場合の区分に応じ、イ又はロに定める金額に相当する部分

イ 第三条第一項第二号の被相続人のすべての相続人が取得した退職手当金等の合計額が五百万円に当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額（ロにおいて「退職手当金等の非課税限度額」という。）以下である場合 当該相続人の取得した退職手当金等の金額

ロ イに規定する合計額が当該退職手当金等の非課税限度額を超える場合 当該退職手当金等の非課税限度額に当該合計額のうち当該相続人の取得した退職手当金等の合計額に当該相続人の取得した退職手当金等の金額

四 特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料が当該財産の価額から当該財産の債務控除額（債務控除）による場合は、当該特別寄与料を課税価格に算入する。

二 被相続人の債務で相続開始の際現に存する二被相続人に係る葬式費用

一 被相続人の債務で相続開始の際現に存する二被相続人に係る葬式費用

二 被相続人の債務で相続開始の際現に存する二被相続人に係る葬式費用

三 前項の債務の確定している公租公課の金額には、被相続人が、所得税法第百三十七条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）の適用がある場合の納稅猶予（同法第二項の規定により適用する場合を含む。第三十二条第一項第九号イにおいて同じ。）の規定の適用を受けていた場合における同法第百三十七条の二第一項に規定する納稅猶予分の所得税額並びに同法第百三十七条の三第一項及び第二項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納稅猶予分の所得税額を含まない。ただし、同法第百三十七条の二第一項の規定により当該被相続人の納付の義務を承継した当該被相続人の相続人（包括受遺者を含む。以下この項及び同号にお

いて同じ。)が納付することとなつた同条第一項に規定する納稅猶予分の所得稅額及び当該納稅猶予分の所得稅額に係る利子税の額(当該納稅猶予分の所得稅額に係る所得稅の同法第二百二十八条(確定申告による納付)又は第二百二十九条(死亡の場合の確定申告による納付)の規定による納付の期限の翌日から当該被相続人の死亡の日までの間に係るものに限る。)並びに同法第二百三十七条の三第十五項の規定により当該被相続人の納付の義務を承継した当該被相続人の相続人が納付することとなつた同条第四項に規定する納稅猶予分の所得稅額及び当該納稅猶予分の所得稅額に係る利子税の額(当該納稅猶予分の所得稅額に係る所得稅の同法第二編第五章第二節第三款(納付)の規定による納付の期限の翌日から当該被相続人の死亡の日までの間に係るものに限る。)については、この限りでない。

(遺産に係る基礎控除)

第十五条(相続税の総額)

相続税の総額を計算する場合においては、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格(第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額。次から第十八条まで及び第十九条の二において同じ。)の合計額から、三千万円と六百万円に当該被相続人の相続人の数を乗じて算出した金額との合計額(以下「遺産に係る基礎控除額」という。)を控除する。

(各相続人等の相続税額)	五千万円を超える金額	五千円を超える一億円以下の金額	一億円を超える二億円以下の金額	二億円を超える三億円以下の金額	三億円を超える六億円以下の金額	六億円を超える金額
百分の五十五	百分の三十	百分の四十五	百分の四十	百分の四十五	百分の五十	百分の五十五
五百五十五	五百四十五	五百三十五	五百二十五	五百二十五	五百二十五	五百二十五
五百五十五	五百四十五	五百三十五	五百二十五	五百二十五	五百二十五	五百二十五

前項の相続人の数は、同項に規定する被相続人の民法第五編第二章(相続人)の規定による相続人の数に算入する当該被相続人の養子の数は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める養子の数に限るものとし、相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人の数とする。)

(各相続人等の相続税額)	五千円を超える一億円以下の金額	一億円を超える二億円以下の金額	二億円を超える三億円以下の金額	三億円を超える六億円以下の金額	六億円を超える金額
百分の五十五	百分の三十	百分の四十五	百分の四十	百分の四十五	百分の五十
五百五十五	五百四十五	五百三十五	五百二十五	五百二十五	五百二十五
五百五十五	五百四十五	五百三十五	五百二十五	五百二十五	五百二十五

一 当該被相続人に実子がある場合又は当該被相続人に実子がなく、養子の数が一人である場合一人

二 当該被相続人に実子がなく、養子の数が二人以上である場合二人

前項の規定の適用については、次に掲げる者

は実子とみなす。

一 民法第八百七十七条の二第一項(特別養子縁組による養組の成立)に規定する特別養子縁組による養

子となつた者、当該被相続人の配偶者の実子で当該被相続人の養子となつた者その他これらに準ずる者として政令で定める者

二 実子若しくは養子又はその直系卑属が相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人となつた者の直系卑属

開始以前に死亡し、又は相続権を失つたため相続人となつた当該被相続人の直系卑属を含む。及び配偶者以外の者である場合においては、その者に係る相続税額は、前条の規定にかわらず、同条の規定により算出した金額にその百分の二十に相当する金額を加算した金額とする。

(相続税の総額)

第十六条(相続税の総額)

相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格に相当する金額の合計額からその遺産に係る基礎控除額を控除した残額を当該被相続人の前条第二項に規定する相続人の数に応じた相続人が民法第九百条(法定相続分)及び第九百一条(代襲相続人の相続分)の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額(当該相続人が同一である場合又はない場合には、当該控除した残額)につきそれぞれその金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

2 前項の一親等の血族には、同項の被相続人の直系卑属が当該被相続人の養子となつている場合を含まないものとする。ただし、当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失つたため代襲して相続人となつた場合は、この限りでない。

第十九条(相続開始前七年以内に贈与があつた場合の相続税額)

相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続の開始前七年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、当該贈与により取得した財産(第二十一条の二第一項から第三項まで、第二十二条の三及び第二十三条の四の規定により当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの(特定贈与財産を除く。)に限る。以下この条及び第五十一条第二項において同じ。)以下この項において「加算対象贈与財産」という。)の価額(加算対象贈与財産のうち当該相続の開始前三年以内に取得した財産以外の財産にあつては、当該財産の価額の合計額から百万円を控除した残額)を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし、第十五条から前までの規定を適用して算出した金額(加算対象贈与財産の取得につき課せられた贈与税があるときは、当該金額から当該財産に係る贈与税の税額(第二十一条の八の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。)として政令の定めるところにより計算した金額を控除した金額)をもつて、その納付べき相続税額は、ないものとする。

一 当該配偶者につき第十五条から第十七条まで及び前条の規定により算出した金額

イ 当該相続又は遺贈により財産を取得した全の者に係る相続税の総額に、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額が当該相続又は遺贈により財産を取得した全の者に係る相続税の課税価格の合計額のうちに占める割合を乗じて算出した金額

イイ 当該相続又は遺贈により財産を取得した全の者に係る相続税の課税価格の合計額によ

り算出した金額を控除した金額(当該被相続人の相続分(相続の放棄があつた場合における相続分)を乗じて算出した金額)が当該配偶者の相続分(相続の放棄があつた場合における相続分)を乗じて算出した金額(当該被相続人の相続人(相続の放棄があつた場合における相続人)が当該配偶者ののみである場合には、当該合計額に相

より当該被相続人の配偶者が取得した同項に規定する居住用不動産又は金銭で次の各号に掲げられた場合で、当該被相続人の配偶者が当該各号に掲げられた場合に該当するもののうち、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分をいう。

2 当該贈与が当該相続の開始の年の前年以前にされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該贈与による取得の日の属する年分の贈与税につき第二十一条の六第一項の規定の適用を受けているとき 同項の規定により控除された金額に相当する部分

二 当該贈与が当該相続の開始の年の前年以前にされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該贈与による取得の日の属する年分の贈与税につき第二十一条の六第一項の規定の適用を受けた者でないとき(政令で定める場合に限る。)同項の規定の適用があるものとした場合に、同項の規定により控除される金額に相当する部分

二 当該贈与が当該相続の開始の年の前年以前にされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該贈与による取得の日の属する年分の贈与税につき第二十一条の六第一項の規定の適用を受けた者でないとき(政令で定める場合に限る。)同項の規定の適用があるものとした場合に、同項の規定により控除される金額に相当する部分

由により取り得した財産（当該被相続人からの贈与により取得した財産（当該被相続人からの贈与により得した財産）と同条第四項中「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の当該財産」と、第十八条第一項中の「財産」と、同条第三項の規定による控除前の金額をもつてその納付すべき相続税額とする。）とする。

第二十一条の十六 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた相続時精算課税適用者については、当該特定贈与者から相続又は遺贈により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを当該特定贈与者から相続（当該相続時精算課税適用者が当該特定贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により取得したものとみなして第一節の規定を適用する。

第二十一条の十七 前項の場合において、特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた相続時精算課税適用者及び当該特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した者に係る相続税の計算についての第十三条、第十八条、第十九条、第十九条の三及び第十九条の四の規定の適用については、第十三条第一項中「取得した財産」とあるのは「取得した財産（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。第四項において同じ。）」と、「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の当該財産」と、同条第二項中「あるもの」とあるのは「あるもの及び被相続人が第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者である場合の当該被相続人からの贈与により取得した同条第三項の規定の適用を受ける財産」と、「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後のこれらの中「財産の価額」とあるのは「財産（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定による控除前の金額をもつてその納付すべき相続税額」とあるのは「財産（当該被相続人からの贈与により得した財産）と同条第四項中「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の当該財産」と、第十八条第一項中の「財産」と、同条第三項の規定による控除前の金額をもつてその納付すべき相続税額とする。）」とする。

「とする」とあるのは「とする。ただし、贈与により財産を取得した時において当該被相続人の当該一親等の血族であつた場合には、当該被相続人から取得した当該財産に対応する相続税額として政令で定めるものについては、この限りでない」と、第十九条第一項中「特定贈与財産」とあるのは「特定贈与財産及び第二十二条の九第三項の規定の適用を受ける財産」と、第十九条の四第一項中「該当する者」とあるのは「財産（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得された財産で第二十二条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）」と、第十九条の四第一項中「該当する者」とあるのは「該当する者及び同項第五号の規定に該当する者（当該相続に係る被相続人の相続開始の時ににおいてこの法律の施行地に住所を有しない者に限る。）」とする。

二 当該財産の価額は、第一項の贈与の時ににおける価額とする。

二 当該財産の価額から第二十二条の十一の二第一項の規定による控除をした残額を第十二条の二の相続税の課税価格に算入する。

4 第一項の場合において、第二十二条の九第三項の規定の適用を受ける財産につき課せられた贈与税があるときは、相続税額から当該贈与税の税額（第二十二条の八の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

（相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等）

第二十一条の十七 特定贈与者の死亡以前に当該特定贈与者に係る相続時精算課税適用者が死亡した場合には、当該相続時精算課税適用者が死亡したことに伴う納税に係る権利又は義務を承継する。ただし、当該相続人のうちに当該特定贈与者がある場合には、当該特定贈与者は、当該納税に係る権利又は義務については、これを承継しない。

2 前項本文の場合において、相続時精算課税適用者の相続人が限定承認をしたときは、当該相続人は、相続により取得した財産（当該相続時精算課税適用者からの遺贈又は贈与により取得した財産を含む。）の限度においてのみ同項の納稅に係る権利又は義務を承継する。

3 国税通則法第五条第二項及び第三項（相続による国税の納付義務の承継）の規定は、この条の規定により相続時精算課税適用者の相続人が有することとなる第一項の納稅に係る権利又は義務について、準用する。

4 第二項の規定は、第一項の権利又は義務を承継した者が死亡した場合について、準用する。

5 第二十一條の十八 贈与により財産を取得した者（以下この条において「被相続人」という。）が第二十一條の九第一項の規定の適用を受けることができる場合に、当該被相続人が同条第二項の規定による同項の届出書の提出期限前に当該届出書を提出しないで死亡したときは、当該被相続人の相続人（当該贈与をした者を除く。以下この条において同じ。）は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から十月以内（相続人が国税通則法第一百七十七条第二項（納稅管理人）の規定による納稅管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、政令で定めるところにより、当該届出書を当該被相続人の納稅地の所轄稅務署長に共同して提出することができる。

6 前項の規定により第二十一條の九第二項の届出書を提出した相続人は、被相続人が有することとなる同条第一項の規定の適用を受けることに伴う納稅に係る権利又は義務を承継する。この場合において、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

7 第二項の規定により第二十一條の九第二項の届出書を提出することができる被相続人の相続人が当該届出書を提出しないで死亡した場合は、前二項の規定を準用する。

8 第三章 財産の評価

（評価の原則）

9 第二十二条 この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

(地上権及び永小作権の評価)
第二十三条 地上権(借地借家法(平成三年法律第九十号)に規定する借地権又は民法第二百六十九条の二第一項(地下又は空間を目的とする地上権)の地上権に該当するものを除く。以下同じ。)及び永小作権の価額は、その残存期間に応じ、その目的となつてゐる土地のこれらの権利を取得した時におけるこれらの権利が設定されていない場合の時価に、次に定める割合を乗じて算出した金額による。

残存期間が十年以下のもの 百分の五
残存期間が十年を超えて十五年以下のもの 百分の十
残存期間が十五年を超えて二十年以下のもの 百分の二十
残存期間が二十年を超えて二十五年以下のもの 百分の三十
残存期間が二十五年を超えて三十年以下のもの 百分の四十
残存期間が三十年を超えて三十五年以下のもの 百分の五十
残存期間が三十五年を超えて四十年以下のもの 百分の六十
残存期間が四十年を超えて四十五年以下のもの 百分の七十
残存期間が四十五年を超えて五十年以下のもの 百分の八十
残存期間が五十年を超えるもの 百分の九十
(配偶者居住権等の評価)

第二十三条の二 配偶者居住権の価額は、第一号に掲げる価額から同号に掲げる価額に第二号に掲げる数及び第三号に掲げる割合を乗じて得た金額を控除した残額とする。

一 当該配偶者居住権の目的となつてゐる建物の相続開始の時における当該配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価(当該建物の一部が賃貸の用に供されている場合又は被相続人が当該相続開始の直前において当該建物をその配偶者と共有してい場合には、当該建物のうち当該賃貸の用に供されていらない部分又は当該被相続人の持分の割合に応する部分の価額として政令で定めるところにより計算した金額)

二 当該配偶者居住権が設定された時における得に掲げる年数を口に掲げる年数で除して得

り財産を取得した者及び当該被相続人に係る相続時精算課税適用者は、当該被相続人からこれらの事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（第十九条又は第二十一条の十四から第二十二条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額）の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者に係る相続税の課税価格（第十九条又は第二十二条の十四から第二十二条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額）に係る第十五条から第十九条まで、第十九条の三から第二十二条の二まで及び第二十二条の十四から第二十二条の十八までの規定による相続税額があるときは、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から十月以内（その者が国税通則法第一百七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に課税価格、相続税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

前項の規定により申告書を提出すべき者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合には、その者の相続人（包括受遺者を含む。第五項において同じ。）は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から十月以内（その者が国税通則法第一百七条第二項の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、政令で定めるところにより、その死亡した者に係る前項の申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

相続時精算課税適用者は、第一項の規定により申告書を提出すべき場合のほか、第三十三条の二第一項の規定による還付を受けるため、第二十二条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る相続税の課税価格、還付を受ける税額その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

5 財産及び債務、当該被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者がこれらの事由により取得した財産又は承継した債務の各人ごとの明細その他財務省令で定める事項を記載した明細書その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人で第一項、第二項（次条第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定により申告書を提出すべきもの又は提出することができるものが二人以上ある場合において、当該申告書の提出先の税務署長が同一であるときは、これらの者は、政令で定めるところにより、当該申告書を共同して提出することができる。

6 第一項から第三項までの規定は、これらの項に規定する申告書の提出期限前に相続税について決定があつた場合には、適用しない。
(贈与税の申告書)

死亡の日までに第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得したとき（第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の贈与税の課税価格がある場合に限る）。

三 前項の規定により申告書を提出すべき者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合

前条第六項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する同条第二項の規定により提出すべき申告書について準用する。

4 特定贈与者からの贈与により第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を相続時精算課税適用者が取得した場合において、当該特定贈与者が当該贈与をした年の中途において死亡したときは、当該贈与により取得した財産については、第一項の規定は、適用しない。（相続財産法人に係る財産を与えられた者等に係る相続税の申告書）

第二十九条 第四条第一項又は第二項に規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、同項の規定にかかわらず、当該事由が生じたことを知つた日の翌日から十月以内（その者が国税通則法第二百七十七条第二項（納稅管理人）の規定による納稅管理人の届出しないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に課税価格、相続税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

2 第二十七条第二項及び第四項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。（期限後申告の特則）

第三十条 第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限において第三十二条第一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため新たに第二十八条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、期限後申告書を提出することができる。

(修正申告の特則)

第三十一条 第二十七条若しくは第二十九条の規定による申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書を提出した者(相続税について決定を受けた者を含む。)は、次条第一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。

前項に規定する者は、第四条第一項又は第二項に規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、当該事由が生じたことを知つた日の翌日から十月以内(その者が国税通則法第百七十三条第二項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで)に修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

前項の規定は、同項に規定する修正申告書の提出期限前に第三十五条第二項第五号の規定による更正があつた場合には、適用しない。

第四条 第二十八条の規定による申告書又は当該申告書に係る期限後申告書を提出した者(贈与税について決定を受けた者を含む。)は、次条第一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため既に確定した贈与税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。

(更正の請求の特則)

第三十二条 相続税又は贈与税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由により当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額(当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後修正申告書の提出又は更正があつた場合は、当該修正申告又は更正に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額)が過大となつたときは、当該各号に規定する事由が生じたことを知つた日の翌日から四ヶ月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、その課税価格及び相続税額又は贈与税額につき更正の請求(国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をいう。第三十三条の二において同じ。)をすることができる。

一 第五十五条の規定により分割されていない財産について民法(第九百四条の二(寄与

分^一を除く。)の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算された場合において、その後当該財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつたこと。

二 民法第七百八十七条(認知の訴え)又は第八百九十二条から第八百九十四条まで(推定相続人の廃除等)^二の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第八百八十四条(相続回復請求権)^三に規定する相続の回復、同法第九百十九条第二項(相続の承認及び放棄の撤回及び取消し)^四の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。

三 遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額が確定したこと。

四 放棄があつたこと。

五 第四十二条第三十項(第四十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により条件を付して物納の許可がされた場合(第四十八条第二項の規定により当該許可が取り消され、又は取り消されることとなる場合に限る。)において、当該条件に係る物納に充てた財産の性質その他の事情に関し政令で定めるものが生じたこと。

六 前各号に規定する事由に準ずるものとして政令で定める事由が生じたこと。

七 第四条第一項又は第二項に規定する事由が生じたこと。

八 第十九条の二第二項ただし書の規定に該当したことにより、同項の分割が行われた時以後において同条第一項の規定を適用して計算した相続税額がその時前において同項の規定を適用して計算した相続税額と異なることとなつたこと(第一号に該当する場合を除く。)。

九 次に掲げる事由が生じたこと。

イ 所得税法第二百三十七条の二第十三項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)^五の規定により同条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する国外転出をした者に係る同項に規定する納税猶予分の所得税額に係る納付の義務を承継したその者の相続人が当該納税猶予

分の所得税額に相当する所得税を納付することとなつたこと。

口 所得税法第百三十七條の三第十五項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定により同条第七項に規定する適用贈与者等に係る同条第四項に規定する納税猶予分の所得税額に係る納付の義務を承継した当該適用贈与者等の相続人が当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税を納付することとなつたこと。

ハ イ及びロに類する事由として政令で定める事由

十 贈与税の課税価格計算の基礎に算入した財産のうちに第二十一条の二第四項の規定に該当するものがあつたこと。

2 贈与税について申告書を提出した者に対する国税通則法第二十三條の規定の適用については、同条第一項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

（納付）

第三十三条 期限内申告書又は第三十一條第一項の規定による修正申告書を提出した者は、これらの申告書の提出期限までに、これらの申告書に記載した相続税額又は贈与税額に相当する相続税又は贈与税を國に納付しなければならない。

（相続時精算課税に係る贈与税額の還付）

第三十三条の二 稅務署長は、第二十一条の十五から第二十二条の十八までの規定により相続税額から控除される第二十二条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与税の税額（第二十二条の八の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）に相当する金額がある場合において、当該金額を当該相続税額から控除してもなお控除しきれなかつた金額があるときは、第二十七条第三項の申告書に記載されたその控除しきれなかつた金額（第二十二条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与税について第二十二条の八の規定の適用を受けた場合にあつては、当該金額から同条の規定により控除した金額を控除した残額）に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期

間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

一 前項の申告書が基準日までに提出された場合

二 前項の申告書が基準日後に提出された場合

合 合 その提出の日

前項の「基準日」とは、第一項の申告書に係る被相続人についての相続の開始があつた日の翌日から十月を経過する日をいう。

三 第一項の規定は、第二十七条第三項の申告書が提出された場合に限り、適用する。

四 相続時精算課税適用者が贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る相続税につき国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第一項に規定する控除しきれなかつた金額があるときは、税務署長は、当該相続時精算課税適用者に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

五 相続時精算課税適用者が贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る相続税につき更正（当該相続税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第一項に規定する控除しきれなかつた金額が増加したときは、税務署長は、当該相続時精算課税適用者に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

六 前二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適すこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

一 第五項の規定による還付金 同項の決定があつた日

二 前項の規定による還付金 同項の更正等があつた日の翌日以後一月を経過する日(当該更正等が次に定める日)

イ 更正の請求に基づく更正(当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。イにおいて同じ)。当該請求があつた日の翌日以後三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

ロ 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正(当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。イにおいて同じ)。当該請求に基づく更正及び相続税の課税価格の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。)当該決定があつた日前各項に定めるものほか、第一項、第五項又は第六項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む。)につき充当をする場合の方法その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連帯納付の義務等)

第三十四条 同一の被相続人から相続又は遺贈財産に係る贈与を含む。以下この項及び次項において同じ。)により財産を取得した全ての者は、その相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について、当該相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責めに任ずる。ただし、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める相続税については、この限りでない。

一 納税義務者の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項若しくは第三項(申告納稅方式による国税等の納付)の規定により納付すべき相続税額に係る相続税について、第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限(当該相続税が期限後申告書若しくは修正申告書を提出したことにより納付すべき相続税額、更正若しくは決定に係る相続税額又は同項の更正等が

となつた場合又は既に確定した贈与税額に不足を生じた場合には、その者に係る贈与税の課税価格又は贈与税額の更正又は決定をする。ただし、これらの事由が生じた日から一年を経過した日と第三十七条の規定により更正又は決定をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限りでない。
(相続税についての更正、決定等の期間制限の特則)

(贈与税についての更正、決定等の期間制限の
特則)

通則法第七十条（国税の更正、決定等の期間制限）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正若しくは決定（以下この項及び第四項において「更正決定」という。）又は賦課決定（同法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定をいう。以下この条において同じ。）を当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同法第七十一条第一項（国税の更正、決定等の期間制限の特例）の規定の適用については、同項中「日が前条」とあるのは「日が前条及び相続税法第三十七条第一項から第四項まで」とする。

第三十七条第一項から第四項まで

一 贈与税についての更正決定 その更正決定に係る贈与税の第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限

二 前号に掲げる更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項（修正申告）に規定する課税標準等又は税額等に異動を生ずべき贈与税に係る更正決定 その更正決定に係る贈与税の第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限

三 前二号に掲げる更正決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出又はこれらの更正決定若しくは提出に伴い異動を生ずべき贈与税に係る更正決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出に伴いこれらの贈与税に係る国税通則法第六十九条（加算税の税率目）に規定する加算税（次項及び第四項において「加算税」という。）についてする賦課決定 その納稅義務の成立の日

法第三十七条第二項（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特別）と、「第七十条第三項」とあるのは、「同法第三十七条第二項」とする。

きないこととなる日前三月以内にされた国税通則法第二条第六号（定義）に規定する納税申告書の提出に伴い贈与税に係る無申告加算税（同法第六十六条第八項（無申告加算税）の規定の適用があるものに限る。）についてする賦課決定は、第一項の規定にかかわらず、当該納税申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することができる。この場合において、同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「同条第四項」とあり、及び「第七十条第四項」とあるのは、「相続税法第三十七条第三項（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特別）」とする。

偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた贈与税（その贈与税に係る加算税を含む。）についての更正決定若しくは賦課決定又は偽りその他不正の行為により国税通則法第二条第九号に規定する課税期間において生じた同条第六号ハに規定する純損失等の金額が過大にあるものとする同号に規定する納税申告書を提出していた場合における当該納税申告書に記載された当該純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）についての更正は、前三項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる更正決定又は賦課決定の区分に応じ、当該各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することができる。

一 贈与税に係る更正決定 その更正決定に係る贈与税の第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限

二 贈与税に係る加算税についてする賦課決定 その納稅義務の成立の日

第一項の場合において 贈与税に係る国税通則法第七十二条第一項に規定する国税の徵收権の時効は、同法第七十三条第三項（時効の完成猶予及び更新）の規定の適用がある場合を除き、当該贈与税の第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限から一年間は、進行しない。

前項の場合においては、国税通則法第七十三条ただし書の規定を準用する。この場合

において、同項ただし書中「二年」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき相続税額が十万円を超える、かつ、納税義務者について納期限までに、又は納付すべき日に金錢で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度として、五年以内（相続又は遺贈により取得した財産で該相続税額の計算の基礎となつたものの価額の合計額（以下「課税相続財産の価額」という。）のうちに不動産、立木その他政令で定める財産の価額の合計額（以下「不動産等の価額」という。）が占める割合が十分の五以上であるときは、不動産等の価額に対応する相続税額として政令で定める部分の税額については十五年以内とし、その他の部分の相続税額については十年以内とする。）の年賦延納の許可をすることができる。この場合において、延納税額が五十万円（課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合が十分の五以上である場合には、百五十万円）未満であるときは、当該延納の許可をすることができる期間は、延納税額を十万円で除して得た数（その数に「未満」の端数があるときは、これを「一」とする。）に相当する年数を超えることができない。

た該担保提供關係書類を提出する日（その日が前項の期限の翌日から起算して三月を経過する日後である場合には、当該経過する日）とする。

前二項（この項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた者が前項に規定する提出する日までに担保提供関係書類を提出することができない場合における第十八項の規定の適用については、同項中「第五項に規定する期限」とあるのは、「次項に規定する提出する日」とする。ただし、当該担保提供関係書類の提出期限は、第四項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して六月を経過する日後とすることはできない。

第三項の規定の適用がある場合における第二項及び第五項の規定の適用については、第二項中「当該申請書」とあるのは「担保提供関係書類（第十八項の変更担保提供関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。）」と、第五項中「前項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して二十日以内にその変更に係る」とあるのは「第二十一項の規定により読み替えて適用する第二項の担保提供関係書類の提出期限までにその変更に係る当該」とする。

次の場合における延納の許可の申請に係る手続をその期限までに行なうことができない者に係るこの条の規定の適用については、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定による場合における第一項の規定の適用については、第一項中「当該申請書」とあるのは「担保提供

（延長）の規定の適用がある場合、この条の規定の適用については、第八項ただし書中「六月」とあるのは「六月に国税通則法第十一條（災害等による期限の延長）に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日から同条の規定により延長された期限までの期間（以下この条において「災害等延長期間」といいう。）を加算した期間」と、第十五項ただし書、第二十項ただし書及び第二十七項中「六月」とあるのは「六月に災害等延長期間（国税通則法第十一條に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日以後に当該通知を受けた場合には、同日から当該通知を受けた日までの期間を除く。）を加算した期間」とする。

る担保提供関係書類の提出期限その他の政令で定める手続に関する期限については、当該やむを得ない事由により当該手続を行うことができない期間として政令で定める期間延長

第二項の規定により、税務署長が、同項の調査を行う場合において、当該調査に三月を超える期間を要すると認めるときにおける同項の規定の適用については、同項中「三月」とあるのは、「六月」とする。

第二項の規定により税務署長が同項の調査を行なう場合において、国税通則法第十一条に規定する災害その他やむを得ない理由が生じたときは、又は第一一二項第二号に規定する政令で定

二項の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは、「三月（第二十三項の規定による場合においては、その旨を記載した書面により、これを當該申請者に通知する。）」とする。

第二十二項の規定の適用がある場合においては、同項中「三月以内」とあるのは、「三月（第二十二項の規定による場合においては、その旨を記載した書面により、これを當該申請者に通知する。）」とする。

第二十二項の規定の適用がある場合においては、同項中「三月以内」とあるのは、「三月（第二十二項の規定による場合においては、その旨を記載した書面により、これを當該申請者に通知する。）」とする。

第十項の規定により担保提供関係書類の訂正又は提出が求められている場合において、当該担保提供関係書類に係る延納についての担保提供関係書類提出期限延長届出書又は変更担保提供関係書類提出期限延長届出書が提出されるときは、第十四項及び第十五項のただし書の規定の適用については、第十四項中「前項の経過した日から起算して三月を経過する日後である場合には、当該経過する日」とあるのは「当該訂正又は提出が求められている担保提供関係書類に係る延納についての第六項の担保提供関係書類提出期限延長届出書又は第十八項の変更担保提供関係書類提出期限延長届出書による期限後である場合には、当該期限」と、第十五項たゞし書中「第十一項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して六月を経過する日」とあるのは「当該訂正又は提出が求められている担保

保提供関係書類に係る延納についての第六項の
担保提供関係書類提出期限延長届出書又は第十一
八項の変更担保提供関係書類提出期限延長届出
書による期限」とする。

29 第二項本文に規定する期間内（第九項、第十六項、第十七項、第二十一項、第二十三項又は第二十四項の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えて適用する第二項本文に規定する期間内）に、税務署長が延納の許可又は当該延納の申請の却下をしない場合には、当該申請に係る条件により延納の許可があつたものとみなす。

前各項の規定は、前条第三項の納稅義務者が同項の規定による延納の許可を申請する場合及ぶ税務署長が同項の延納に係る許可又は却下に比

する場合について準用する。」の場合においては、第一項中「相続税」とあるのは「贈与税」と、第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「前条第三項」と読み替えるものとする。

延納の許可を受けた者は、その後の資力の状況の変化等により延納の条件について変更を求めるようとする場合においては、その変更を求めるようとする条件その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を当該延納の許可をした税務署長に提出することができる。

第二項及び第三項の規定は、前項の規定による延納の許可を受けた者が同項の申請書を提出した場合について準用する。この場合においては、第二項中の「提出期限」とあるのは「を提出した日」と、「三月」とあるのは「一月」と読み替えるものとする。

32 税務署長は、延納の許可を受けた者のその後の資力の状況の変化等により当該許可に係る条件により延納を認めることが適当でないと認めの場合においては、その者の弁明を聴いた上、その許可を取り消し、又は延納期間の短縮その他延納の条件の変更をすることができる。

税務署長は、前項の規定により延納の許可を取り消し、又は延納の条件を変更した場合においては、その旨及びその理由を記載した書面により、これを納税義務者に通知する。
(延納申請に係る徵収猶予等)

第四十一条 税務署長は、前条第一項(同条第二十九項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の提出があつた場合において相当の事由があると認めるときは、相続税又は贈与税の全部又は一部の徵収を猶予することができます。

第

(物納の要件)

前項の規定による物納に充てることができる。前項の規定による物納に充てることができることを収納することについて、税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、当該政令で定める額を超えて物納の許可をすることができる。

第四十条 稅務署長は、前条第一項（同条第二十

九項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の提出があつた場合において相当の事由があると認めるときは、相続税又は贈与税の全部又は一部の徵収を猶予することができ
る。

2

前項の規定による物納に充てることができる

二 四十五条第一項において「管理処分不適格財産」という。)を除く。)とする。
一 不動産及び船舶

法律第七十五号)の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるもの及び登録国債を含む。)	イ 国債証券及び地方債証券
ロ 社債券(特別の法律により法人の発行する債券を含み、短期社債等に係る有価証券を除く。)	二 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第四項(定義)に規定する証券投資信託の受益出資証券を含む。)
ハ 株券(特別の法律により法人の発行する株券を含み、短期社債等に係る有価証券を除く。)	三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十九条の十二)第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債
ト 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第四項(定義)に規定する証券投資信託の受益出資証券を含む。)	四 保険業法第六十一条の十第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債
ト 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第四項(定義)に規定する証券投資信託の受益出資証券を含む。)	五 資産の流動化に関する法律(第二条第八項に規定する特定短期社債

本 貸付信託法(昭和二十七年法律第百九十五号)第二条第一項(定義)に規定する貸付信託の受益証券	六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項(短期農林債の発行)に規定する短期農林債
ヘ 金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項(定義)に規定する金融商品取引所を除く。)の受益証券	七 保険業法第六十一条の十第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債
ト 第五項において同じ。)に上場されている有価証券で次に掲げるもの	八 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十九条の十二)第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債
(1) 新株予約権証券	九 資産の流動化に関する法律(第二条第八項に規定する特定短期社債
(2) 投資信託及び投資法人に関する法律(第二条第三項に規定する投資信託(ニに規定する証券投資信託を除く。)の受益証券	一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
(3) 投資信託及び投資法人に関する法律(第二条第十五項に規定する投資証券(トにおいて「投資証券」という。)	二 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第二百三十九条の十二)第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債
(4) 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)第二条第十三項(定義)	三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十九条の十二)第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債
(5) 信託法第八十五条第三項(受益証券の発行に関する信託行為の定め)に規定する受益証券発行信託の受益証券	四 保険業法第六十一条の十第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債
ト 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人(その規約に同条第十六項に規定する投資主の請求により投資口(同条第十四項に規定する投資口をいう。)の払戻しをする旨が定められているものに限る。)の投資証券で財務省令で定めるもの	五 資産の流動化に関する法律(第二条第八項に規定する特定短期社債
三 動産	六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項(短期農林債の発行)に規定する短期農林債
前項第二号口に規定する短期社債等とは、次に掲げるものをいう。	七 保険業法第六十一条の十第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債

3 前項第二号口に規定する短期社債等とは、次に掲げるものをいう。	八 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十九条の十二)第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債
3 動産	九 資産の流動化に関する法律(第二条第八項に規定する特定短期社債
前項第二号口に規定する短期社債等とは、次に掲げるものをいう。	一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債
三 動産	二 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第二百三十九条の十二)第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債
前項第二号口に規定する短期社債等とは、次に掲げるものをいう。	三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十九条の十二)第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

第 第四十二条 前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納を求めようとする相続税の納期限までに、又は納付すべき額の申請の際現に有するもののうちに適当な日、金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、物納を求めようとする税額、物納に充てようとする財産の種類及び価額その他の財務省令で定める事項を記載した申	2 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合においては、当該申請者及び当該申請に係る事項について前条の規定に該当するか否かの調査を行い、その調査に基づき、当該申請の提出期限の翌日から起算して三月以内に当該申請に係る税額の全部又は一部について物納申請ごとに当該申請に係る物納の許可をし、又は当該申請の却下をする。
第 第四十二条 前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納を求めようとする相続税の納期限までに、又は納付すべき額の申請の際現に有するもののうちに適当な日、金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、物納を求めようとする税額、物納に充てようとする財産の種類及び価額その他の財務省令で定める事項を記載した申	3 税務署長は、前項の規定により許可をし、又は却下をした場合においては、当該許可に係る税額又は物納財産又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。
第 第四十二条 前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納手続関係書類に不備があること若しくは物納手続関係書類に不備があること若しくは物納手続関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。」とする。	4 前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、物納手続関係書類の全部又は一部を第一項の申請書の提出期限までに当該申請書添付して提出することができない場合に、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、それぞれ第二項各号に掲げる財産のうち物納劣後財産に該当しないもので納税義務者が物納の許可の申請の際現に有するもののうち物納の許可の申請の際現に有するもののうち物納の許可の申請の際現に有するものとの間に限る。
第 第四十二条 前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納手続関係書類に不備があること若しくは物納手続関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。」とする。	5 第二項各号に掲げる財産のうち物納劣後財産(物納財産ではあるが他の財産に対して物納の順位が後れるものとして政令で定めるものをいいう。以下この項及び第四十五条第一項において同じ。)を物納に充てることができる場合は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、それぞれ第二項各号に掲げる財産のうち物納劣後財産に該当しないもので納税義務者が物納の許可の申請の際現に有するもののうち物納の許可の申請の際現に有するもののうち物納の許可の申請の際現に有するものとの間に限る。

第 第四十二条 前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納を求めようとする相続税の納期限までに、又は納付すべき額の申請の際現に有するもののうちに適当な日、金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、物納を求めようとする税額、物納に充てようとする財産の種類及び価額その他の財務省令で定める事項を記載した申	6 前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納手続関係書類に不備があること若しくは物納手続関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。」とする。
第 第四十二条 前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納手続関係書類に不備があること若しくは物納手続関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。」とする。	7 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「当該申請書提出期限は、第一項の申請書の提出期限の翌日から起算して一年を経過する日後とすることはできない。」
第 第四十二条 前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納手続関係書類に不備があること若しくは物納手続関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。」とする。	8 税務署長は、第一項の規定による申請書について物納手続関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。」とする。
第 第四十二条 前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納手続関係書類に不備があること若しくは物納手続関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。」とする。	9 税務署長は、前項の規定により申請書の訂正若しくは提出を求める場合においては、その旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。
第 第四十二条 前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納手続関係書類に不備があること若しくは物納手続関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。」とする。	10 第八項の規定により申請書の訂正又は物納手続関係書類の訂正若しくは提出を求める場合においては、当該申請者に当該申請書の訂正又は物納手続関係書類の訂正若しくは提出を求める場合においては、その旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

第 第四十二条 前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納手続関係書類に不備があること若しくは物納手続関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。」とする。	11 第八項の規定により物納手続関係書類の訂正又は提出を求められた当該申請者は、前項の経過した日において物納の申請を取り下げたものとみなす。
第 第四十二条 前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納手続関係書類に不備があること若しくは物納手続関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。」とする。	12 第八項の規定により物納手続関係書類の訂正又は提出を求められた当該申請者は、前項の経過した日において物納の申請を取り下げたものとみなす。
第 第四十二条 前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納手続関係書類に不備があること若しくは物納手続関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。」とする。	13 第八項の規定により物納手続関係書類の訂正又は提出を求められた当該申請者は、前項の経過した日において物納の申請を取り下げたものとみなす。
第 第四十二条 前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納手続関係書類に不備があること若しくは物納手続関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。」とする。	14 第八項の規定により物納手続関係書類の訂正又は提出を求められた当該申請者は、前項の経過した日において物納の申請を取り下げたものとみなす。
第 第四十二条 前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納手続関係書類に不備があること若しくは物納手続関係書類提出期限延長届出書に係るものに限る。」とする。	15 第八項の規定により物納手続関係書類の訂正又は提出を求められた当該申請者は、前項の経過した日において物納の申請を取り下げたものとみなす。

書類補完期限延長届出書を提出した場合には、
物納手続関係書類（当該物納手続関係書類補完
期限延長届出書に係るものに限る。次項におい
て同じ。）の訂正又は提出の期限は、当該物納
手続関係書類補完期限延長届出書に記載され
た該物納手続関係書類の訂正又は提出をする日
(その日が前項の経過した日から起算して三月
を経過する日後である場合には、当該経過する
日)とする。

13 前二項（この項の規定により読み替えて適用
する場合を含む。）の規定の適用を受けた者が
前項に規定する訂正又は提出をする日までに
納手続関係書類の訂正又は提出をすることがで
きない場合における第十一項の規定の適用につ
いては、同項中「前項の経過した日の前日」と
あるのは、「次項に規定する訂正又は提出をする
日」とする。ただし、当該物納手続関係書類
の訂正又は提出の期限は、第九項の規定による
通知を受けた日の翌日から起算して一年を経過
する日後とすることはできない。

14 第八項又は前三項の規定の適用がある場合に
おける第二項の規定の適用については、同項中
「以内」とあるのは、「に第九項の規定による通
知を申請者が受けた日の翌日から申請書（第八
項の規定に係るものに限る。）の訂正の期限又
は物納手続関係書類（第八項の規定に係るもの
に限る。）若しくは物納手続関係書類（第十
項の物納手続関係書類補完期限延長届出書に係
るものに限る。）の訂正若しくは提出の期限
(以下この項において「申請書等の提出期限」と
いう。)までの期間（第九項の規定による通
知が複数ある場合には、それぞれの通知を受け
た日の翌日から当該それぞれの通知に係る申請
書等の提出期限までの期間を合算した期間（こ
れらの期間のうち重複する期間がある場合には、
は、当該重複する期間を合算した期間を除いた
期間）とする。」を加算した期間内」とする。

15 第八項の規定により物納手続関係書類の訂正
又は提出が求められている場合において、当該
物納手続関係書類に係る物納財産についての物
納手続関係書類提出期限延長届出書が提出され
ているときは、第十二項及び第十三項ただし書
の規定の適用については、第十一項中「前項の
経過した日から起算して三月を経過する日後で
ある場合には、当該経過する日」とあるのは、
当該訂正又は提出が求められている物納手續

16 関係書類に係る物納財産についての第四項の物納手続関係書類提出期限延長届出書による期限後である場合には、当該期限」と、第十三項ただし書中「第九項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して一年を経過する日」とあるのは「当該訂正又は提出が求められている物納手続関係書類に係る物納財産についての第四項の物納手続関係書類提出期限延長届出書による期限」とする。

17 第二項の規定により、税務署長が、同項の調査を行う場合において、同項の申請書に係る物納財産が多数であることその他の事由により当該調査に三月を超える期間を要すると認めるときにおける同項の規定の適用については、同項中「三月」とあるのは、「六月」とする。

18 第二項の規定により、税務署長が、同項の調査を行う場合において、積雪その他これに準ずる事由により当該調査に六月を超える期間を要すると認めるときにおける前項の規定の適用については、同項中「六月」とあるのは、「九月」とする。

19 第二項の規定により税務署長が同項の調査を行う場合において、国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）に規定する災害その他これらを得ない理由が生じたとき、又は第二十八項第二号に規定する政令で定めるやむを得ない事由が生じたときにおける第二項の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは、「三月（第十六項の規定の適用がある場合には六月とし、第十七項の規定の適用がある場合は九月とする。）に第二十八項第一号の規定により読み替えて適用する第六項ただし書に規定する災害等延长期間又は第二十八項第二号に規定する政令で定める期間を加算した期間内」とする。

20 税務署長は、前三項の規定の適用がある場合においては、その旨を記載した書面により、これを当該申請者に通知するときは、当該申請者に対し、一年を超えない範囲内で期限を定めて廃棄物の撤去その他の物納財産を収納するためには必要な措置をとることを命ずることができる。

21 税務署長は、前項の規定により措置をとることを命ずる場合においては、その旨を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

22 税務署長は、第二十項の措置をとることを命じた場合において、当該措置が同項の期限（次

項の収納関係措置期限延長届出書が提出される場合には、第二十四項に規定する期限でにとられないときは、第二項の規定により物納の申請の却下をすることができる。

第二十項の規定により同項の措置をとることを命じられた申請者は、同項の期限までに当該措置をとることができない場合には、政令で定めるところにより、その旨、当該措置をとる日その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「収納関係措置期限延長届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出することができる。この場合において、当該措置をとる日が記載されていないときは、当該期限の翌日から起算して三月を経過する日が記載されているものとみなす。

前項の規定により当該申請者が収納関係措置期限延長届出書を提出した場合には、第二十項の措置（当該収納関係措置期限延長届出書に係るものに限る。次項において同じ。）の第二十項の期限は、当該収納関係措置期限延長届出書に記載された当該措置をとる日（その日前項の期限の翌日から起算して三月を経過する日（その日が第二十一項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して一年を経過する日後である場合には、当該経過する日）後である場合には、当該三月を経過する日）とする。

前二項（この項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた者がある場合には、当該経過する日後である場合には、当該三月を経過する日とする。

前項の規定する当該措置をとる日までに第二十二項の措置をとることができない場合における第二十三項の規定の適用については、同項中「同項の期限」とあるのは、「次項に規定する当該措置をとる日」とする。ただし、第二十項の期限は、第二十一項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して一年を経過する日後とすることはできない。

第二十項又は前三項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「以内」とあるのは、「に第二十一項の規定による通知を受けた日の翌日から第二十項の期限（第二十三項の収納関係措置期限延長届出書が提出されている場合には、第二十四項に規定する期限）までの期間を加算した期間内」とする。

次の場合に該当する。この場合においては、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　国税通則法第十一条の規定の適用がある場合

この条の規定の適用については、第六項ただし書中「一年」とあるのは「一年に国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日から同条の規定により延長された期限までの期間（以下この条において「災害等延长期間」という。）を加算した期間」と、第十三項ただし書中「一年」とあるのは「一年に災害等延长期間（国税通則法第十一条に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日以後に当該通知を受けた場合には、同日から当該通知を受けた日までの期間を除く。）を加算した期間」とする。

二　前号に掲げる場合のほか、政令で定めるやむを得ない事由が生じた場合

第四項に定める物納手続関係書類の提出期限その他の政令で定める手続に関する期限については、当該やむを得ない事由により当該手続を行うことができない期間として政令で定める期間延長する。

前項の規定の適用がある場合において、第七項の規定により読み替えられた第二項の規定を適用するときは、第十八項の規定は、適用しない。

三　税務署長は、第二項の規定により物納の許可をする場合において、物納財産の性質その他の事情に照らし必要があると認めるときは、必要な限度において当該許可に条件を付すことができる。この場合において、当該許可に付した条件を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

四　第二項に規定する期間内（第七項、第十四項、第十六項（第十七項の規定により読み替ええて適用する場合を含む。）、第十八項又は第二十項の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えて適用する第二項に規定する期間内）に税務署長が物納の許可又は当該物納の申請の却下をしない場合には、当該物納の許可があつたものとみなす。

第四十条第一項の規定は、第一項の規定による申請書の提出があつた場合について準用する。前各項に定めるもののほか、物納に関する手続その他物納に関する事項は、政令で定める。

(物納財産の収納価額等)

第四十三条 物納財産の収納価額は、課税価格計算の基礎となつた当該財産の価額による。ただし、税務署長は、収納の時までに当該財産の状況に著しい変化が生じたときは、収納の時の現況により当該財産の収納価額を定めることができる。

2 物納の許可を受けた税額に相当する相続税は、物納財産の引渡し、所有権の移転の登記その他の法令により第三者に対抗することができる要件を充足した時において、納付があつたものとする。

3 物納の許可を受けて相続税を納付した場合には、物納財産の引渡し、所有権の移転の登記その他の法令により第三者に対抗することができる要件を充足した時において、納付があつたものとする。

(物納財産の収納価額等)

第四十四条 税務署長は、第四十一条第一項の規定による申請があつた場合において、延納により金銭で納付することを困難とする事由がないと認めたことから第四十二条第二項の規定により物納の申請の却下をしたとき、又は第四十一條第一項に規定する納付を困難とする金額が当該申請に係る金額より少ないと認めしたことから第四十二条第二項の規定により当該申請に係る相続税額の一部について当該申請の却下をしたときは、これらの却下に係る相続税額につき、これららの却下の日の翌日から起算して二十日以内にされた当該申請者の申請により、当該相続税額のうち金銭で一時に納付することを困難とする金額として政令で定める額を限度として、延納の許可をすることができる。

(物納申請の却下に係る再申請)

(物納申請の却下に係る再申請)

第四十五条 税務署長は、第四十一条第一項の規定による申請があつた場合において、同項の物納の許可に係る物納財産が管理処分不適格財産又は物納劣後財産に該当することから第四十二条第二項の規定により当該申請の却下をしたときは、当該却下の日の翌日から起算して二十日以内にされた当該申請者の申請（当該物合における当該財産の価額は、収納価額（国がその財産につき有益費を支出したときは、その費用の額に相当する金額を加算した金額）によ

る。第三項の規定により過誤納額の還付に充てる場合における当該財産の価額は、当該過誤納額の還付を受けようとする者は、当該過誤納額の二分の一に満たないときは、この限りでない。前項の規定により過誤納額の還付に充てる場合における当該財産の価額は、当該過誤納額の還付を受けようとする者は、当該過誤納額の二分の一に満たないときは、この限りでない。

4 前項の規定により過誤納額の還付に充てる場合における当該財産の価額は、当該過誤納額の還付を受けようとする者は、当該過誤納額の二分の一に満たないときは、この限りでない。前項の規定により物納に充てた財産で過誤納額その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を当該物納の許可をした税務署長に提出しなければならない。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

第四十六条 税務署長は、第四十二条第二項（前項第二項において準用する場合を含む。）の規定により物納の許可をした不動産のうちに賃借権その他の不動産を使用する権利の目的となる不動産がある場合において、当該物納の許可を受けた者が、その後物納に係る相続税を、金銭で一時に納付し、又は次条第三項の規定による延納の許可を受けて納付するときは、この当該不動産については、その収納後において、同項の規定の適用については、

も、当該物納の許可を受けた日の翌日から起算して一年以内にされたその者の申請により、その物納の撤回の承認をすることができる。ただし、当該不動産が換価されていたとき、又は公用若しくは公共の用に供されており若しくは供されることが確実であると見込まれるときは、この限りでない。

前項の規定による物納の撤回を申請しようとする者は、当該撤回の承認を求めようとする理由その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

2 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合においては、当該申請者及び当該申請に係る事項について第一項の規定に該当するか否かの調査を行い、その調査に基づき、当該申請書の提出があつた日の翌日から起算して三月以内に当該申請の承認をし、又は当該申請の却下をする。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

3 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合においては、当該申請者及び当該申請に係る事項について第一項の規定に該当するか否かの調査を行い、その調査に基づき、当該申請書の提出があつた日の翌日から起算して三月以内に当該申請の承認をし、又は当該申請の却下をする。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

4 税務署長は、前項の場合において、物納の許可があつた二以上の不動産の一部について物納の撤回の申請があり、又は物納の許可があつた一の不動産を分割してその一部について物納の撤回の申請があつたときは（これらの申請のあつた財産以外の物納財産のうちにその物納の撤回により管轄又は処分をするのに不適格な財産として政令で定めるもの（以下この条において「不適格財産」という。）があるとき有限）があるときの限に当該不適格財産を物納の撤回の申請に係る財産に追加することを求め、当該申請者が当該財産に当該不適格財産を追加するのをまつて同一の規則により当該撤回の承認をし、又は当該申請の規則により当該撤回の承認をし、又は当該申請の却下をすることができる。この場合において、同項の規定により、第四十一条第一項に規定する納付を困難とする金額として政令で定める額を限度として、物納の許可をすることができる。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

5 税務署長は、第三項の場合において、物納の撤回に係る相続税のうちに金銭で一時に納付すべき相続税又は納付すべき第九項の有益費があるときは、第十項の規定による通知が発せられた日の翌日から起算して一月以内に当該相続税の規定による物納の撤回の承認を受けた日の翌日から起算して二月」とする。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

6 税務署長は、第三項の規定による物納の撤回を受けた日の翌日から起算して三月」とあるのは、「第七項の税務署長の指定する日の翌日から起算して二月」とする。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

7 第四項の規定による物納の撤回の承認を受けた日の翌日から起算して二月以内に当該申請者が当該申請書の提出があつた日の翌日から起算して二月」とあるのは、「第六項の規定による通知が発せられた日の翌日から起算して二月」とする。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

8 前項に規定する税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合における第三項の規定の適用については、同項中「当該申請書の提出があつた日の翌日から起算して三月」とあるのは、「第七項の税務署長の指定する日の翌日から起算して二月」とする。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

9 第三項の規定による物納の撤回の承認を受けた日の翌日から起算して二月」とする。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

10 税務署長は、第三項の規定による物納の撤回に係る相続税のうちに金銭で一時に納付すべき相続税又は納付すべき前項の有益費があるときは、あらかじめ当該相続税の額及び当該有益費の額を記載した書面により、これを当該申請者に通知

同項中「当該申請書の提出があつた日の翌日から起算して三月」とあるのは、「第十項の規定による通知が発せられた日の翌日から起算して二月」とする。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

6 税務署長は、第三項の規定による物納の撤回の承認をし、若しくは当該撤回の申請の却下をし、又は第四項の規定による当該申請に係る不適格財産の追加を求める場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

1 一物納の撤回の承認をする場合 その旨並びに当該承認をする不動産に係る事項及び当該撤回に係る相続税額

(物納の撤回)

(物納の撤回)

2 二物納の撤回の申請の却下をする場合 その旨及び却下をする理由

(物納の撤回)

(物納の撤回)

3 三物納の撤回の申請に係る不適格財産の追加があつた場合においては、当該申請者及び当該申請に係る事項について第一項の規定に該当するか否かの調査を行い、その調査に基づき、当該申請書の提出があつた日の翌日から起算して三月以内に当該申請の承認をし、又は当該申請の却下をする。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

4 四税務署長は、前項の場合において、物納の許可があつた二以上の不動産の一部について物納の撤回の申請があり、又は物納の許可があつた一の不動産を分割してその一部について物納の撤回の申請があつたときは（これらの申請のあつた財産以外の物納財産のうちにその物納の撤回により管轄又は処分をするのに不適格な財産として政令で定めるもの（以下この条において「不適格財産」という。）があるとき有限）があるときの限に当該不適格財産を物納の撤回の申請に係る財産に追加することを求め、当該申請者が当該財産に当該不適格財産を追加するのをまつて同一の規則により当該撤回の承認をし、又は当該申請の却下をする。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

5 第四項の規定による物納の撤回の承認を受けた日の翌日から起算して二月以内に当該申請者が当該申請書の提出があつた日の翌日から起算して二月」とする。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

6 第四項の規定による物納の撤回の承認を受けた日の翌日から起算して二月」とする。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

7 第四項の規定による物納の撤回の承認を受けた日の翌日から起算して二月」とする。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

8 前項に規定する税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合における第三項の規定の適用については、同項中「当該申請書の提出があつた日の翌日から起算して三月」とあるのは、「第七項の税務署長の指定する日の翌日から起算して二月」とする。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

9 第三項の規定による物納の撤回の承認を受けた日の翌日から起算して二月」とする。

(物納の撤回)

(物納の撤回)

10 税務署長は、第三項の規定による物納の撤回に係る相続税のうちに金銭で一時に納付すべき相続税又は納付すべき前項の有益費があるときは、あらかじめ当該相続税の額及び当該有益費の額を記載した書面により、これを当該申請者に通知

する。この場合において、当該申請者がその通知が発せられた日の翌日から起算して一月以内にその通知に係る当該相続税及び当該有益費を完納しないときは、当該申請者は、当該撤回の申請を取り下げたものとみなす。

第三項に規定する期間内（第四項、第五項又は第八項の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えて適用する第三項に規定する期間内）に、税務署長が物納の撤回の承認又は申請の却下をしない場合には、当該撤回の承認があつたものとみなす。

前各項に定めるもののほか、物納の撤回に関する手続に關し必要な事項は、政令で定める。
(物納の撤回に係る延納)

前項の未経過延納税額とは、物納の撤回に係る相続税につきその納期限又は納付すべき日に第三十八条第一項の規定による延納の許可があつたものとした場合における各延納年割額のうち、物納の撤回の承認をする日後に納付の期限が到来することとなる延納年割額（次項において「未経過延納年割額」という。）の合計額をいい、前項の未経過延納期間とは、当該相続税につきその納期限又は納付すべき日に当該延納の許可があつたものとした場合における延納期間のうち、物納の撤回の承認をする日後の期間をいう。ただし、当該相続税に係る課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合は、当該物納の撤回の承認をする時までに納付すべき税額の確定した相続税額の計算の基礎とす

該延納の申請の却下をすることができる。」この場合において、同項の規定の適用については同項中「当該申請書の提出期限の翌日から起算して三月」とあるのは、「同条第十項の規定による通知が発せられた日の翌日から起算して二ヶ月」とする。

9 税務署長は、第三項の規定により延納の許可をした場合には、その旨及びに当該許可に係る延納税額及び延納の条件を前条第六項の物納の撤回の承認をする書面に併せて記載して当該申請者に通知し、第三項の規定により延納の申請書の却下をした場合には、その旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

10 第二項の規定による延納の申請があつた場合

由を記載した書面により、これを第四十二条等三十項の申請者に通知する。

第二項の規定による物納の許可の取消しがかつた場合におけるこの法律、国税通則法その他の法令の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(特定の延納税額に係る物納)

第四十八条の二 税務署長は、第三十八条第一項又は第四十四条第一項の規定による延納の許可を受けた者について、第三十八条第一項(第四十条)第十二条において準用する場合を含む。)の延納税額からその納期限が到来している分納税額を控除した残額(以下この条において「特定物納対象税額」という。)を第三十九条第二項(第四十一条第二項)に準用する。

可を受けた者が同項の規定による物納の撤回の承認を受けようとする場合において、当該物納の許可を受けた者の申請により、当該撤回に係る相続税額につき、当該相続税額のうち金銭一時に納付することを困難とする金額として政令で定める額を限度として、延納の許可をすることができる。

6 第三項の規定により延納の許可をする場合の未経過延納年割額及びその納期限は、該延納に係る延納年割額及びその納期限とする。この場合において、その許可をする延納税額又は未納期間が前項に規定する未経過延納税額又は未納期間に満たないときは、該延納年割額又は未納期間に満たないときは、該延納年割額及びその納期限とする。

において、その基因となる物納の撤回の申請の却下がされたとき若しくは取下げがあつたとき、又は前条第七項若しくは第十項の規定により当該申請を取り下げたものとみなされたときは、当該延納の申請は、併せて却下がされ、又は取下げがあつたものとみなす。

第三十八条第四項、第三十九条第四項から第二十八項まで及び第三十項から第三十三項まで

十項（第四十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により変更された条件によつても金銭で納付することを困難とする事由が生じた場合には、その者の申請により、特定物納対象税額のうちその納付を困難とする金額として政令で定める額を限度として、前項の規定による物納（以下この条において「手引内規」といふ。）に依りて差し押付する。

3 税務署長は、前項の規定による申請書の提出する者は、前条第二項の規定による物納の撤回の申請書の提出と同時に、当該撤回に係る相続税額その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に担保提供関係書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

額は、当該延納税額及び当該延納期間に応じ、第三十八条第二項の規定に準じて計算した金額とする。

税務署長は、第三項の場合において、前条第四項の規定により同項に規定する不適格財産を物納の撤回の申請に係る財産に追加することを求めたときは、当該申請者が当該財産に当該不適格財産を追加するのをまつて第三項の規定に

（物納の許可の取消し）
第四十八条 稅務署長は、第四十二条第三十項（第四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の規定によりて、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定物納)（といひ）の許可を受けようとする者は、当該特定物納に係る相続税の申告期限の翌日から起算して十年を経過する日までに、特定物納対象税額、金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、特定物納の許可を求めるうとする税額その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に物納手続関係係員類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出する。

る物類の撤回の申請の去下をする場合を除き、当該申請者及び当該申請に係る事項について前条第一項及び前二項の規定に該当するか否かの調査を行い、その調査に基づき、当該申請書の提出期限の翌日から起算して3ヶ月以内に当該申請に係る税額の全部又は一部について当該申請に係る条件若しくはこれを変更した条件により物納の撤回に係る延納の許可をし、又は当該申請の却下をする。ただし、兌換署長が当該正内情の却下をする。

による延納の許可をし、又は当該延納の申請の却下をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「当該申請書の提出期限の翌日から起算して三月」とあるのは、「前条第六項の規定による通知が発せられた日の翌日から起算して二月（同条第七項の規定による税務署長の指定する日がある場合にあつては、同日の翌日から起算して一月）」と

2 の規定により条件(物納済に於いて一定の事項の履行を求めるものに限る)を付して物納の許可をした場合において、当該一定の事項の履行を求めるときは、当該条件に従つて期限を定めて、当該一定の事項の履行を求める旨その他財務省令で定める事項を記載した書面により、これを第四十二条第三十項の申請者に通知する。

税務署長は、前項の期日までに同項の一定の

3 出しなければならない。
税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合においては、当該申請者及び当該申請に係る事項について第一項の規定並びに第六項において準用する第四十一条第一項後段及び第二項から第五項までの規定に該当するかをいかの調査を行い、その調査に基づき、当該提出があつた日の翌日から起算して三月以内に当該

の許可をする場合において、当該請求者の提供しようとする担保が適当でないと認めるときは、その変更を求めることができる。
4 税務署長は、前項の延納の許可をする場合に、未経過延納税額のうち金銭で一時に納付することを困難とする金額を限度として、未経過延納期間内の年賦延納により許可をしなければならない。

する。
税務署長は、第三項の場合において、物納の撤回に係る相続税のうちに金銭で一時に納付すべき相続税又は納付すべき前条第九項の有益費があるときは、同条第十項の規定による通知が発せられた日の翌日から起算して一月以内に当該相続税及び当該有益費が完納されるのをまつて第三項の規定による延納の許可をし、又は当

事項の履行がない場合には、第四十二条第三項の規定による通知をした日の翌日から起算して五年を経過する日までに前項の規定による通知をしたときに限り、同条第二項（第四十五条第一項に於ける「第二項において準用する場合」を含む。）の規定による物納の許可を取り消すことができる。

税務署長は、前項の規定により物納の許可を取り消した場合においては、その旨及びその理由

申請に係る特定物納の許可を求めるようとする旨額の全部又は一部について当該特定物納に係る財産ごとに当該特定物納の許可をし、又は当該申請の却下をする。

由を記載した書面により、これを第四十二条第三項の申請者に通知する。

期限が到来する分納税額の納期限は、当該各号に定める日まで延長する。

一 前項の規定により申請の却下がされる日、第六項において準用する第四十二条第十項の規定により申請を取り下げたものとみなされる日又は自ら申請を取り下げる日の翌日から起算して一月を経過する日

二 第六項において準用する第四十三条第二項の規定により相続税の納付があつたものとされる日、当該納付があつたものとされる日又は自ら申請を取り下げる日の翌日から起算して一月を経過する日

三 特定物納に係る財産の収納価額は、当該特定物納に係る申請の時の価額による。ただし、税務署長は、収納の時までに当該財産の状況に著しい変化が生じたときは、収納の時の現況により当該財産の収納価額を定めることができる。

四 第四十一条第一項後段及び第一項から第五項まで、第四十二条第三項、第八項から第十項までは、第十四項及び第十六項から第三十一項まで並びに前項の規定は、前各項の規定による特定物納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

五 前各項に定めるものほか、特定物納に関する事項は、政令で定める。

(延納又は物納に関する事務の引継ぎ)

第六章 雜則

第七章 雜則

(相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等)

第四十九条 相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十二条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。)により財産を取得した者は、当該相続又は遺贈により財産を取得した他の者(以下この項において「他の共同相続人等」という。)がある場合には、当該被相続人に係る相続税の期限内申告書、期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求に必要となるときに限り、次に掲げる金額(他の共同相続人等が二人以上ある場合にあつては、全ての他の共同相続人等の当該金額の合計額

について、政令で定めるところにより、当該相続に係る被相続人の死亡の時における住所地その他の政令で定める場所の所轄税務署長に開示の請求をすることができる。

一 他の共同相続人等が当該被相続人から贈与により取得した次に掲げる加算対象贈与財産（第十九条第一項に規定する加算対象贈与財産をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じそれぞれ次に定める贈与税の課税価格に係る金額の合計額

イ 相続の開始前三年以内に取得した加算対象贈与財産 贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額

ロ イに掲げる加算対象贈与財産以外の加算対象贈与財産 贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額から百万円を控除した残額

二 他の共同相続人等が当該被相続人から贈与により取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された第二十二条の十一の二第一項の規定による控除後の贈与税の課税価格の合計額又は更正若しくは決定があつた場合には、同項各号の贈与税について修正申告書の提出は、当該贈与税の課税価格は、当該修正申告書に記載された贈与税の課税価格又は当該更正若しくは決定後の贈与税の課税価格とする。

3 第一項の請求があつた場合には、税務署長は、当該請求をした者に対し、当該請求後二月以内に同項の開示をしなければならない。
(修正申告等に対する国税通則法の適用に関する特則)

第五十条 第三十条の規定による期限後申告書若しくは第三十一条第一項若しくは第四項の規定による修正申告書の提出又は第三十五条第三項から第五項までの規定による更正若しくは決定があつた場合におけるこれらの申告書の提出又は当該更正若しくは決定により納付すべき相続税又は贈与税の徴収を目的とする国の権利については、これらの申告書の提出又は当該更正若しくは決定があつた日から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 第三十一条第二項の規定による修正申告書及び第三十五条第二項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第三十一条第二項に規定する提出期限内に提出されたものについて

は、国税通則法第二十条（修正申告の効力）の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第三十一条第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章まで（国税の納付義務の確定等）の規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「相続税法第三十一条第二項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七条若しくは第二十九条の規定による申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書に係る期限後申告書」と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「相続税法第三十一条第二項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第五項第二号（過少申告加算税）中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七条若しくは第二十九条の規定による申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条（無申告加算税）の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正（第三十一条第一項に規定する決定を受けた場合における当該修正申告書及び更正を除く。）には、適用しない。

2 次の各号に掲げる相続税額については、当該各号に定める期間は、国税通則法第六十条第二項（延滞税）の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

一 相続又は遺贈により財産を取得した者が、次に掲げる事由による期限後申告書又は修正申告書を提出したことにより納付すべき相続税額 第三十三条の規定による納期限の翌日からこれららの申告書の提出があつた日までの期間

イ 期限内申告書の提出期限後に、その被相続人から相続又は遺贈（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の第九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。次号イにおいて同じ。）により財産を取得した他の者が当該被相続人から贈与により取得した財産で相続税額の計算の基礎とされていなかつたものがあること

ロ 期限内申告書の提出期限後に支給が確定した第三条第一項第二号に掲げる給与の支給を受けたこと。

ハ 第三十二条第一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたこと。

二 相続又は遺贈により財産を取得した者について、次に掲げる事由により更正又は決定があつた場合における当該更正又は決定により納付すべき相続税額 第三十三条の規定による納期限の翌日から当該更正又は決定に係る国税通則法第二十八条第一項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日（ハに掲げる事由による更正又是決定の場合にあっては、これらの通知書を発した日と当該事由の生じた日の翌日から起算して四月を経過する日とのいずれか早い日。第五十二条第一項第一号及び第五十三条第一項において同じ。）までの期間

イ その被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者が当該被相続人から贈与により取得した財産で相続税額の計算の基礎とされていないものがあつたこと。

ロ 期限内申告書の提出期限後に支給が確定した第三条第一項第二号に掲げる給与の支給を受けたこと。

ハ 第三十二条第一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたこと。

三 第三十九条第二十二項の規定の適用を受けた同条第一項の延納の許可の申請をした者が

当該申請を取り下げた場合におけるその取り下げられた申請に係る相続税額 同条第二十二項第一号の規定により読み替えて適用する同条第八項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十二項第二号に規定する政令で定める期間
四 第四十二条第二十八項の規定の適用を受けた同条第一項の物納の許可の申請をした者が当該申請を取り下げた場合におけるその取り下げられた申請に係る相続税額 同条第二十二項第一号の規定により読み替えて適用する同条第六項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十八項第二号に規定する政令で定める期間
次の各号に掲げる贈与税額については、当該各号に定める期間は、国税通則法第六十条第二項の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。
一 第二十二条の二第四項の規定の適用を受けていた者が、第三十二条第一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため期限後申告書又は修正申告書を提出したことにより納付すべき贈与税額 第三十三条の規定による納期限の翌日からこれらの申告書の提出があつた日までの期間
一 第二十二条の二第四項の規定の適用を受けていた者について、第三十二条第一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため更正又は決定があつた場合における当該更正又は決定により納付すべき贈与税額 第三十三条の規定による納期限の翌日から当該更正又は決定に係る国税通則法第二十八条第一項に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日と当該事由の生じた日の翌日から起算して四月を経過する日とのいずれか早い日までの期間
三 第三十九条第二十九項において準用する同条第二十二項の規定の適用を受けた同条第一項の延納の許可の申請をした者が当該申請を取り下げた場合におけるその取り下げられた申請に係る贈与税額 同条第二十九項において準用する同条第二十二項第一号の規定により読み替えて適用する同条第八項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十二項第二号に規定する政令で定める期間

第五十一条の二 連帶納付義務者が第三十四条第

一項本文の規定により相続税を納付する場合における当該相続税に併せて納付すべき延滞税については、当該連帯納付義務者がその延滞税の負担を不当に減少させる行為をした場合を除き、次に定めるところによる。

第五十二条 延納の許可を受けた者は、次の各号

のいずれかに該当する場合においては、分納税額に併せて当該各号に掲げる利子税を納付しなければならない。

一 第一回に納付すべき分納税額を納付する場合においては、当該延納税額を基礎とし、当該延納の許可を受けた相続税額又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項(申告納税方式による国税等の納付)の規

消しがあつた時以後に納付すべきであつた分納額の合計額をその取消しひきの時二内期限

3
利害の合言客をその取扱しかかつた時は、給付金額が到來した分納税額とみなして、前項の規定を適用する。

1

二

連帶納付義務者が前項第一号の規定による利
税又は同項第三号の規定による延滞税を納付した場合には、納税義務者の相続税に係る延滞税の額のうち当該連帶納付義務者が納付した当

—

第一回以後に納付すべき分納税額を納付する場合においては、当該延納税額から前回までの分納税額の合計額を控除した残額を基礎とし、前回の分納税額の納期限の翌日からその日の分納税額の納期限までの期間に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額に相当する利子税

5

第三十九条第二十二項又は第四十四項の規定の適用がある場合において延納の許可が同条第一項の申請書に記載された第一回に納付すべき分納税額の納期限後にされたときは、当該延納

二 前号の規定により納付すべき利子税の額は、納税義務者の未納の相続税額を基礎とし、同号の期間に、年七・三バーセントの割合を乗じて算出した金額とする。

三 連帯納付義務者は、納付基準日後に第三十四条第一項本文の規定により相続税を納付する。

「不動産等の割合」という。が十分の五以上である場合における延納相続税額 不動産等に係る延納相続税額については年五・四パーセント、不動産等に係る延納相続税額については年六・一パーセントの割合

れる場合における延納相続税額のうち当該

条第一一二項第一号（同条第一十九項又は第四

三 いづれか早い日までの期間
第三十九条第二十九項において準用する同
条第二十二項の規定の適用を受けた同条第一
項の延納の許可の申請をした者が当該申請を

完納する日までの期間に応じ、年十四・六パーセント（当該納付基準日の翌日から二月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて算出した金額に立木の価額に対応するものとして政令で定める部分の税額 年五・四パーセントの割合 第二回以後に納付すべき分納税額を納付す
十四条第二項において準用する場合を含む。)につきに規定する政令で定める期間を除く。)。当該相続税額又は贈与税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に

3 第四十六条第三項の規定による物納の撤回の除く。)に対応する部分の利子税は、納付することを要しない。

承認を受けた者は、前二項の規定にかかるわらず、その物納の撤回に係る相続税額の納付に併せて、次の各号に掲げる相続税額の区分に応じ、当該各号に定める期間（災害等延長期間等を除く。）につき、次項で定めるところにより計算した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

一 第四十六条第十項の規定による通知に係る相続税額 当該相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該相続税額を納付した日までの期間

二 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相続税額 イ及びロに掲げる期間

イ 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該延納の許可を受けた日までの期間

ロ 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた日から当該延納の許可を受けた相続税額の延納期限（当該期限前に当該相続税額の全部の納付があつた場合には、その納付の日）までの期間

前項に規定する金額は、次の各号に掲げる期間（災害等延長期間等を除く。）の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 前項第一号に定める期間 同号に掲げる相続税額を基礎とし、当該相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該相続税額を納付した日までの期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

二 前項第二号に定める期間 イ又はロに掲げる期間の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額

イ 前項第二号イに掲げる期間 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相続税額を基礎とし、当該相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該延納の許可を受けた日までの期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

□ 前項第二号ロに掲げる期間(前条第一項)
第一号中「又は贈与税額の第三十三条又は
国税通則法第三十五条第二項(申告納稅方
式による国税等の納付)」の規定による納期
限又は納付すべき日(第五十一条第二項第
一号の規定に該当する場合には同号に規定
する期限後申告書又は修正申告書を提出し
た日とし、同項第二号の規定に該当する場
合には同号に規定する更正通知書又は決定
通知書を発した日とする。第四項において
同じ)」とあるのは、「に係る第四十七条
第三項の規定による延納の許可を受けた
日」として、同条の規定に準じて算出した
金額

第三項の場合において、第四十三条第二項
(第四十五条第二項において準用する場合を含
む。)の規定により相続税の納付があつたもの
とされた日後に当該相続税に係る物納の撤回の
承認があつたときは、同日の翌日からその物納
の撤回の承認があつた日までの期間に対応する
部分の利子税は、納付することを要しないもの
とし、当該承認に係る不動産につき当該期間内
に国が取得すべき賃貸料その他の使用料は、返
還することを要しないものとする。

相続又は遺贈により財産を取得した者につい
て、第四十二条第二項の規定による物納の申請に
の却下があつた場合(当該物納に係る相続税に
ついて第四十二条第二項による進款する第三

（ついて第四十四条第二項において準用する第三十九条第一項の規定による延納の申請をした場合を除く。）又は第四十二条第十項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により物納の申請を取り下げたものとみなされる場合には、当該取得した者は、当該申請の却下又は取下げに係る相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から第四十二条第二項の規定による当該物納の申請の却下があつた日又は同条第十項の規定により物納の申請を取り下げたものとみなされる日（第四十五条第二項において準用する第四十二条第二項又は第十項の規定の適用がある場合には、これらの規定による却下があつた日又は取り下げたものとみなされる日）までに相当する利子税を納付しなければならない。

第四十八条第二項（第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により物納の許可の取消しを受けた者は、第一項及び第二項の規定にかかるらず、当該取消しに係る相続税額の第三十三条规定は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日（第四十八条の二第六項において準用する第四十八条第二項の規定により物納の許可の取消しがあつた場合には、第四十八条の二第六項において準用する第四十三条第二項の規定により納付があつたものとされた日）の翌日から当該取消しのあつた日までの期間（災害等延长期間等を除く。以下この項において同じ。）につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。この場合において、当該取消しに係る物納財産につき当該物納財産に係る第四十三条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により納付があつたものとされた日の翌日から当該取消しのあつた日までの期間内に国が取得した、又は取得すべき賃貸料その他の利益に相当する金額（国が当該物納財産につき有益費を支出した場合には、当該有益費の額に相当する金額を控除した金額）を返還するものとする。

第五十四条 削除
(未分離遺産に対する課税)
第五十五条 相続若しくは包括遺贈により取得し

た財産に係る相続税について申告書を提出する場合又は当該財産に係る相続税について更正若しくは決定をする場合において、当該相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないときは、その分割されない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（第九百四条の二（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて当該財産を取得したものとしてその課税価格を計算するものとする。ただし、その後において当該財産の分割があり、当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた場

合においては、当該分割により取得した財産に係る課税価格を基礎として、納稅義務者において申告書を提出し、若しくは第三十二条第一項に規定する更正の請求をし、又は税務署長において更正若しくは決定をすることを妨げない。

第五十六条及び第五十七条 削除

(法務大臣等の通知)

第五十八条 法務大臣は、死亡又は失踪(以下この項及び次項において「死亡等」という。)に関する届書に係る戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第一百二十条の四第一項(届書等情報の提供)に規定する届書等情報(これに類するものとして財務省令で定めるものを含む。)の提供を受けたときは、当該届書等情報に記録されている情報及び当該死亡等をした者の戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報で財務省令で定めるものを、当該届書等情報の提供を受けた日の属する月の翌月末日までに国税庁長官に通知しなければならない。

市町村長は、当該市町村長その他戸籍又は住民基本台帳に関する事務をつかさどる者が当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る死亡等に関する届書を受理したときは、当該届書に係る事項の通知を受けたときは、当該死亡等をした者が有していた土地又は家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項その他の事項で財務省令で定めるものを、当該届書を受理した日又は当該通知を受けた日の属する月の翌月末日までに当該市町村の事務所の所在地の所轄税務署に通知しなければならない。

第五十九条 次の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この項及び次項において「営業所等」という。)を有するものは、その月中に支払った生命保険契約の保険金若しくは損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの又は支給した退職手当金等(第三条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下この項において同じ。)について、翌月十五日までに、財務省令で定めるところにより作成した当該各号に定める調書を当該調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、保険金

額又は退職手当金等の金額が財務省令で定める額以下である場合は、この限りでない。

一 保険会社等 支払った保険金(退職手当金等に該当するものを除く。)に関する受取人別の調書

二 退職手当金等を支給した者 支給した退職手当金等に関する受給者別の調書

三 在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、当該変更の手続を行った生命保険契約又は損害保険契約が、解約返戻金に相当する金額が一定金額以下のものである場合その他

一日までに、財務省令で定めるところにより作成した調書を当該調書を作成した営業所等の所

在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

四 信託の受託者でこの法律の施行地に当該信託の事務を行う営業所、事務所、住所、居所その他これらに準ずるもの(以下この項において「営業所等」という。)を有するものは、次に掲げる事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、財務省令で定める様式に従つて作成した受益者別(受益者としての権利を現に有する者の存しない信託については、委託者別)の調書を当該営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

前項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号(法定受託事務)に規定する第一号法定受託事務とする。

第五十条 調書の提出

二 第九条の二第一項に規定する受益者等が受けがあつたこと。(当該信託が遺言によりされたこと)。

三 信託が終了したこと(信託に関する権利の更されたこと)(同項に規定する受益者等が存するに至つた場合又は存しなくなつた場合を含む)。

四 信託に関する権利の内容に変更があつたこと。

納稅義務があると認められる者について税務署長の請求があつた場合には、これらの者の財産又は債務について当該請求に係る調書を作成し提出しなければならない。

第一項各号、第二項又は第三項に定める調書

(以下この条において単に「調書」という。)のうち、当該調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が百以上であるものについては、当該調書を提出すべき者は、第一項から第三項までの規定にかかるわらず、当該調書に記載すべきものとされるこれら

の規定に規定する事項(以下この条において「記載事項」という。)を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する所轄税務署長に提供しなければならない。

一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務省令に届け出て行う電子情報処理組織

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第六条第一項(電子情報処理組織による申請等)に規定する電子情報処理組織をいう。)

二 当該記載事項を記録した光ディスクその他

の財務省令で定める記録用の媒体(以下この

条において「光ディスク等」という。)を提出する方法

六 調書を提出すべき者(前項の規定に該当する者を除く。)は、その者が提出すべき調書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書の提出に代えることができる。

七 調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長の承認を受けた場合には、その者

は、これらの規定及び第五項の規定にかかるわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

八 第五項又は前項の規定により行われた記載事項の提供及び第六項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項から第三項までの規定による調書の提出とみなして、これら

(相続財産等の調査)

第六十一条 相続の開始があつた場合においては、当該相続の開始地の所轄税務署長は、当該相続開始の時における被相続人の財産の価額及び債務の金額並びに当該財産及び債務の帰属の状況等を調査し、これを当該被相続人から相続又は遺贈(当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。)により財産を取得した者(当該被相続人に係る相続時精算課税適用者を含む。)の納稅地の所轄税務署長に通知しなければならない。

二 第一条の三第一項第二号若しくは第四号又は第一項第一号、第三号若しくは第五号又は第一条の四第一項第二号若しくは第四号の規定に該当する者及び第一項第三号の規定に該当する者及び第一項第一号、第三号若しくは第五号又は第一条の四第一項第一号若しくは第三号の規定に該当する者でこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合は、納稅地を定めて、納稅地の所轄税務署長に申告しなければならない。その申告がないときは、国税庁長官がその納稅地を指定し、これを通知する。

三 納稅義務者が死亡した場合においては、その者に係る相続税又は贈与税(第二十七条第二項(第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に該当する場合の相続税又は贈与税を含む。)については、その死亡した者の死亡当時の納稅地をもつて、その納稅地とする。

四 第十五条第二項各号に掲げる場合においては、当該各号に定める養子の数を同項の相続人の数に算入することが相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合においては、税務署長は、相続税についての更正又は決定に際し、税務署長の認めるところにより、当該養子の数を当該相続人の数に算入しないで相続税の課税価格(第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適

第七章の二(国税の調査)及び第一百二十八条(罰則)の規定を適用する。

第六十条 削除

用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額）及び相続税額を計算することができる。
第六十四条 同族会社等の行為又は計算の否認等

2 員又はその親族その他これらの人と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる。

前項の規定は、同族会社等の行為又は計算に

4 合併、分割、現物出資若しくは法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配若しくは同条第十二号の十六に規定する株式交換等若しくは株式移転（以下この項において「合併等」という。）をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人（当該合併等により交付された株式又は出資を発行した法人を含む。以下この項において同じ。）の行為又は計算で、これを容認した場合においては当該合併等をした法人若しくは当該合併等により資産及び負債の移転を受けた法人の株主若しくは社員又はこれらの人と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を不适当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる。

5 法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この項

十二条第一項第三号又は第二十一条の三第一項第三号に掲げる財産を除く。の贈与又は遺贈により受ける利益の価額に相当する金額を当該財産の贈与又は遺贈をした者から贈与又は遺贈により取得したものとみなす。

第十二条第二項の規定は、前項に規定する持分の定めのない法人が取得した同条第一項第三号又は第二十一条の三第一項第三号に掲げる財産について第十二条第二項に規定する事由がある場合について準用する。

前二項の規定は、第一項に規定する持分の定めのない法人の設立があつた場合において、同項の法人から特別の利益を受ける者が当該法人の設立により受ける利益について準用する。

第一項の法人から特別の利益を受ける者の範囲、法人から受ける特別の利益の内容その他同一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(人格のない)社団又は財團等に対する課税)
第六十六条 代表者又は管理者の定めのある人(人格のない)社団又は財團等に対する課税)
のない)社団又は財團に対し財産の贈与又は遺贈があった場合においては、当該社団又は財團を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。この場合においては、贈与により取得した財産について、当該贈与をした者の異なる者とに、当該贈与をした者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもつて当該社団又は財團の納付すべき贈与税額とする。
前項の規定は、同項に規定する社団又は財團を設立するため財産の提供があつた場合について準用する。
前二項の場合において、第一条の三又は第四条の四の規定の適用については、第一項に規定する社団又は財團の住所は、その主たる営業所又は事務所の所在地にあるものとみなす。
前三項の規定は、持分の定めのない法人に対する財産の贈与又は遺贈について、当該贈与又は遺贈による他の親族その他の者と第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときについて準用する。この場合において、第一項中「代表者又は管理者の定めのある人(人格のない)社団又は財團」とあるのは、「持分の定めのない法人」と、「当該社団又は財團」とあるのは「当該法人」と、第二項及び第三項における「(持分の定めのない)法人」と、「(持分の定めのない)財團」とあるのは「(持分の定めのない)社団」とする。

方・音 政・機 読・説・注・は・書・日

2
ら五年を経過していない者を含む。)が死亡した場合において、当該一般社団法人等が特定一般社団法人等に該当するときは、当該特定一般社団法人等はその死亡した者(以下この条において「被相続人」という。)の相続開始の時に於ける当該特定一般社団法人等の純資産額(その有する財産の価額の合計額からその有する債務の価額の合計額を控除した金額として政令で定める金額をいう。)をその時に於ける当該特定一般社団法人等の同族理事の数に一を加えた数(当該被相続人と同時に死亡した者がある場合はにおいて、その死亡した者がその死亡の直前に於いて同族理事である者又は当該特定一般社団法人等の理事でなくなつた日から五年を経過していなければ、当該被相続人と政令で定める特殊の関係のあるものであるときは、その死亡した者の数を加えるものとする。)で除して計算した金額を当該被相続人から遺贈により取得したものと、当該特定一般社団法人等は個人とそれぞれみなして、当該特定一般社団法人等に相続税を課する。この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に準じることとする。

義は
當該名号は定めることによつて
一 一般社団法人等 一般社団法人又は一般財團法人（被相続人の相続開始の時において公益社団法人又は公益財團法人、法人人税法第二条第九号の二（定義）に規定する非営利型法人その他の政令で定める一般社団法人又は一般財團法人に該当するものを除く。）をいう。
二 同族理事 一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他の他の当該被相続人と政令で定める特殊の關係のある者をいう。
三 特定一般社団法人等 一般社団法人等であつて次に掲げる要件のいずれかを満たすものとをいう。
イ 被相続人の相続開始の直前における当該被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が二分の一を超える。

口 被相続人の相続の開始前五年以内において

3
て当該被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が二分の一を超える期間の合計が三年以上であること。
第一項の規定により特定一般社団法人等に相続税が課される場合には、当該特定一般社団法人等の相続税の額については、政令で定めると

附 則（昭和二八年八月一日法律第一六五号）抄

この法律による改正後の相続税法（以下「新法」という。）の規定は、この附則において特別の定のあるものを除く外、昭和二十八年一月一日以後に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

新法第三十八条及び第三十九条の規定によると、この法律施行の日以後納付し、又は徴収すべき相続税額又は贈与税から適用し、同日以後に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

新法第五十四条第四項（新法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する新法第五十一条第八項を含む。）及び第五十二条の規定は、この法律施行の日以後納付し、又は徴収される利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額又は追徴税額から適用する。

新法第五十二条第一項及び第五十三条第四項（新法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する新法第五十一条第八項を含む。）及び第五十二条の規定は、この法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入したこの法律による改正前の相続税法（以下「旧法」という。）第二十七条の規定による概算申告書を提出している場合又は同年一月一日以後相続に因り財産を取得了した者で同日以後死亡したものの相続人若しくは包括受遺者がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入した旧法第二十九条の規定による最終確定申告書を提出している場合においては、これらの申告書は、新法第二十七条第一項の規定による申告書とみなす。

この場合において、これらの申告書に係る課税価格又は相続税額が新法第二章の規定の適用に因り過大となることとなつたときは、その者は、この法律施行後二月以内に限り、当該申告書に係る新法第三十二条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

昭和二十八年一月一日以後贈与又は遺贈を括遺贈及び被相続人からの相続人に因る贈与を除く。以下本項において同じ。）に因り財産を取得した者（前項の規定に該当する者を除く。）がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入した旧法第二十七条の規定による概算申告書を提出している場合又は同一年一月一日以後贈与若しくは遺贈に因り財産を取得した者（前項の規定に該当する者を除く。）がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入した旧法第二十九条の規定による最終確定申告書を提出している場合においては、これらの申告書は、新法第二十七条第一項の規定による概算申告書を提出していなかった場合又は新法第五十一条第七項及び第八項（新法第五十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第五十二条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

新法第五十四条第一項から第三項までの規定は、この法律施行の日以後決定の通知をする重加算税額について適用し、同日前に決定の通知のされた重加算税額については、なお従前の例による。

新法第二十七条又は第二十八条の規定による申告書を昭和二十八年八月三十一日以前に提出すべき者については、これらの申告書の提出期によると、

限は、これらの規定にかかわらず、同日（その者がこの法律施行後同日前に新法の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該以下本項において同じ。）に因り財産を取得した者がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入したこの法律による改正前の相続税法（以下「旧法」という。）第二十七条规定により課せられた贈与税額とみなす。）に当該財産の価額が当該年分の相続税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税額を、当該財産の取得につき新法の規定により課せられた贈与税額とみなす。

七条の規定による概算申告書を提出している場合又は同年一月一日以後相続に因り財産を取得了した者で同日以後死亡したものの相続人若しくは包括受遺者がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入した旧法第二十九条の規定による最終確定申告書を提出している場合においては、これらの申告書は、新法第二十七条第一項の規定による申告書とみなす。

この場合において、これらの申告書に係る課税

価格又は相続税額が新法第二章の規定の適用に因り過大となることとなつたときは、その者は、この法律施行後二月以内に限り、当該申告書を提出した税務署長又は当該決定をした税務署長に対し、その過大となつた事項につき更正をなすべき旨の請求をすることができる。

前項の規定による更正の請求は、相続税法第十三十二条の規定による更正の請求とみなす。

附 則（昭和二九年三月三一日法律第三九号）抄

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

この法律による改正後の相続税法（以下「新法」という。）の規定（第三十五条の二の規定を除く。）は、この附則において特別の定のあるものを除く外、昭和二十九年一月一日以後に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税額を、当該財産の取得につき新法の規定により課せられた贈与税額とみなす。

新法第五十五条及び第五十六条の二の規定による相続税額が新法第三条、第十二条、第十八条又は第二十六条の二の規定に因り過大となることとなつたときは、これらの者は、この法律の施行後二月以内に限り、当該申告書を提出した税務署長又は当該決定をした税務署長に対し、その過大となつた事項につき更正をなすべき旨の請求をすることができる。

前項の規定による更正の請求は、相続税法第

三十二条の規定による更正の請求とみなす。

附 則（昭和二九年五月一三日法律第九六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則（昭和二九年五月一三日法律第九六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

この場合において、前項中「第十九条の三第一項又は第二項の規定による」とあるのは、「第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する同法第十九条の三第二項の規定による」と、「第十九条の三第一項の規定を」とあるのは、「第十九条の四第一項若しくは第二項」とあるのは、「第十九条の三第一項の規定を」とあるのは、「第十九条の四第一項の規定を」とあるのは、「第十九条の三第一項の規定を」とあるのは、「第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する同法第十九条の三第二項」と読み替えるものとする。

新法第二十一条の四の規定は、昭和五十年四月一日（以下「施行日」という。）以後にされ約に基づく同項の信託について適用する。

新法第三十八条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に延納を許可する相続税について適用し、施行日前に延納を許可した相続税については、次項に定めるものを除き、なお從前の例による。

7 税務署長は、施行日前に延納を許可した相続

税額で、当該相続税額の計算の基礎となつた財

産の価額の合計額のうちに新法第三十八条第一

項に規定する不動産等の価額が占める割合が十

分の五以上であるもののうち、施行日以後に延

納に係る分納税額の納期限が到来するものがあ

る場合には、施行日以後に当該納期限が到来す

る分納税額のうち、当該不動産等の価額に対応

するものとして政令で定めるものについては、

施行日以後最初に到来する当該納期限（施行日

から当該納期限までの期間が四月に満たない場

合には、施行日から四月を経過する日）までに

された当該延納の許可を受けた者の申請によ

り、施行日以後の延納期間の二分の一に相当す

る期間（当該期間に一月に満たない端数を生じ

た場合には、これを一月として計算した期間）

の範囲内において延納期限を延長し、及び施行

日以後の延納年割額を同条第二項の規定に準じて変更することができる。

新法第五十二条の規定は、施行日以後に延納

に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に

係る利子税のうち施行日以後の期間に対応する

ものについて適用し、当該利子税のうち施行日

前の期間に対応するもの及び施行日前に当該納

期限が到来した相続税額に係る利子税について

は、なお従前の例による。

8

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和五十三年六月一日以後に原油の採取場から移出される原油及び保税地域から引き取られる原油等に対する石油税について適用する。

附則（昭和五十五年五月一七日法律第五

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十六年一月一日から施行する。
2 前項の規定による改正後の相続税法の規定は、この法律の施行の日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

附則（昭和五六年五月二七日法律第五

（施行期日）

3 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則（昭和五七年七月一六日法律第六

（施行期日）

4 この法律は、昭和五十九年三月三一日から施行する。

附則（昭和五九年八月一〇日法律第七

（施行期日）

5 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六〇年五月三一日法律第四

（施行期日）

6 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年四月一八日法律第二

（施行期日）

7 この法律は、昭和六一年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年一二月三〇日法律第

（施行期日）

8 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

9 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

10 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

11 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

12 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

13 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

14 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

15 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

16 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

17 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

18 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

19 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

20 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

21 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

22 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

23 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

24 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

25 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

26 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

27 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

28 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

29 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

30 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

31 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

32 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

33 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

34 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

35 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

36 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

37 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

38 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

39 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

40 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

41 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

42 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

43 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

44 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

45 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

46 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

47 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

48 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

49 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

50 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

51 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

52 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

53 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

54 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

55 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

56 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

57 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

58 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

59 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

60 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

61 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

62 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

63 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

64 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

65 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

66 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

（施行期日）

67 この法律は、昭和六四年四月一日から施行する。

附則（昭和六四年四月一日法律第

取得した財産に係る相続税又は贈与税について
は、なお従前の例による。

第三条 平成四年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間（以下この条において「特別期間」と置く）

（相続税の申告書の提出期限等に関する経過措置）

第一項又は第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限については、これらの規定中「十ヶ月以内」とあるのは、同条第一項の相続の開始があつた日が次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一 平成四年一月一日から同年十二月三十一日までの間

二 平成五年一月一日から同年十二月三十一日までの間

三 平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間

四 平成七年一月一日から同年十二月三十一日までの間

五 平成八年一月一日から同年十二月三十一日までの間

六 平成九年一月一日から同年十二月三十一日までの間

七 平成十年一月一日から同年十二月三十一日までの間

八 平成十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間

九 平成十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間

十 平成十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間

十一 平成十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間

十二 平成十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間

十三 平成十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間

十四 平成十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間

十五 平成十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間

十六 平成十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間

十七 平成二十年一月一日から同年十二月三十一日までの間

十八 平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間

十九 平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間

二十 平成二十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間

二十一 平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間

二十二 平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間

二十三 平成二十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間

二十四 平成二十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間

二十五 平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間

二十六 平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間

二十七 平成三十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間

二十八 平成三十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間

二十九 平成三十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間

三十 平成三十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間

三十ー 平成三十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間

三十ーー 平成三十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間

4 特例期間内に新法第三条の二に規定する事由又は前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第三条の二に規定する事由が生じた場合における新法第二十九条第一項及び同条第二項において準用する新法第二十七条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限については、これらの規定中「十月以内」とあるのは、これらの事由が生じた日が第一項の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

5 特例期間内に新法第三十五条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する事由（同項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。）が生じた場合における新法第三十五条第二項に規定する決定又は更正については、同項中「十月」とあるのは、これらの事由が生じた日が第二次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

6 特例期間内に新法第三十五条第一項の相続の開始（第二号又は第四号に規定する事由（同項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。）が生じた場合における新法第三十五条第二項に規定する決定又は更正については、同項中「十月」とあるのは、これらの事由が生じた日が第二次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

7 特例期間内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

8 特例期間内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

9 特例期間内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

10 特例期間内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

11 特例期間内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

12 特例期間内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

13 特例期間内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

14 特例期間内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

15 特例期間内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

16 特例期間内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

17 特例期間内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

18 特例期間内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

19 特例期間内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 改正後の相続税法（以下「新法」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、平成六年一月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得した財産に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に相続税又は贈与税について適用する。なお従前の例による。

3 新法第十九条の二第五項の規定は、この法律の施行の日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

附 則（平成一〇年五月二九日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十年三月十九日にジユネーヴで改正された千九百六十年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第二条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

○七号（施行期日）抄

第一条 この法律は、平成十年十二月三十一日までの間（延納又は物納に関する事務の引継ぎに関する経過措置）

第二条 新法第四十四条の規定は、この法律の施行の日以後に同条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受ける場合について適用する。

第三条 新法第四十四条の規定は、この法律の施行の日以後に同条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受ける場合について適用する。

第四条 新法第四十四条の規定は、この法律の施行の日以後に同条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受ける場合について適用する。

第五条 新法第四十四条の規定は、この法律の施行の日以後に同条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受ける場合について適用する。

第六条 新法第四十四条の規定は、この法律の施行の日以後に同条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受ける場合について適用する。

第七条 新法第四十四条の規定は、この法律の施行の日以後に同条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受ける場合について適用する。

第八条 新法第四十四条の規定は、この法律の施行の日以後に同条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受ける場合について適用する。

第九条 新法第四十四条の規定は、この法律の施行の日以後に同条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受ける場合について適用する。

第十条 新法第四十四条の規定は、この法律の施行の日以後に同条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受ける場合について適用する。

第十一条 新法第四十四条の規定は、この法律の施行の日以後に同条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受ける場合について適用する。

第十二条 新法第四十四条の規定は、この法律の施行の日以後に同条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受ける場合について適用する。

2 改正後の相続税法（以下「新法」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、平成六年一月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与者の死後のそれぞれの法律の規定により取得した財産に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に相続税又は贈与税について適用する。）の規定に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

3 この法律（附則第一号に掲げる規定期限内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例による規定期限内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

4 第百八十九条 この法律（附則第一号に掲げる規定期限内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例による規定期限内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

5 第百九十条 附則第一条から第百四十六条まで、第一百五十三条、第一百六十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

6 第百九一条 附則（平成一〇年六月一五日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十年三月十九日にジユネーヴで改正された千九百六十年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第二条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

○七号（施行期日）抄

第一条 この法律は、平成十年十二月三十一日までの間（延納又は物納に関する事務の引継ぎに関する経過措置）

第二条 新法第四十四条の規定は、この法律の施行の日以後に同条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受ける場合について適用する。

第三条 新法第四十四条の規定は、この法律の施行の日以後に同条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受ける場合について適用する。

第四条 新法第四十四条の規定は、この法律の施行の日以後に同条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受ける場合について適用する。

第五条 新法第四十四条の規定は、この法律の施行の日以後に同条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受ける場合について適用する。

第六条 新法第四十四条の規定は、この法律の施行の日以後に同条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受ける場合について適用する。

2 改正後の相続税法（以下「新法」という。）の規定によつてしたものとみなす。

3 第百九十二条 この法律（附則第一号に掲げる規定期限内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例による規定期限内に新法第三十五条第一項第一号の場合は、これらが生じた日が第一次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

4 第百九十三条 附則（平成一〇年六月一六日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第二条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第三条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第四条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第五条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第六条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第七条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第八条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第九条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第十条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

十一 条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、

この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に

関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第一百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第一百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則
（平成一一年一二月八日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定による適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

1 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

2 第三十七条 附 則（平成一二年五月三一日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（相続税法の一部改正）

2 第三十七条 附 則（平成一二年五月三一日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる法人税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置）

第一百六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六十八条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第六十九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

第七十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めた日以後に同項に規定する合併等をする同項に規定する移転法人又は取得法人の同年三月三十一日以後の行為又は計算について適用する。（政令への委任）

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 附 則（平成一三年一月二八日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十二条 附 則（平成一三年一月二八日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十三条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十四条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十五条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十六条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十七条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十八条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十九条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十一条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十二条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十三条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十四条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十五条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十六条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十七条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十八条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十九条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第九十条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第九十一条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第九十二条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第九十三条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第九十四条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第九十五条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第九十六条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第九十七条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第九十八条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第九十九条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百一条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百二条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百三条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百四条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百五条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百六条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（相続税法の一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百七条 附 則（平成一四年六月一二日法律第

第一条）抄

（施行期日）

(この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置)

第一百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十一年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第一号) 抄

(施行期日) 平成二十二年三月三一日

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二百一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例による場合に、その他の経過措置の政令への委任)

第二百二条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日) 平成二十二年三月三一日

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日

ハ 第三条中相続税法の目次の改正規定、同法第六十八条の改正規定、同法第七十条の改正規定及び同法第七十二条を削る改正規定

三 次に掲げる規定 平成二十二年十月一日

イ 及びロ 略

第三十条 第三条の規定による改正後の相続税法(以下附則第三十三条までにおいて「新相続税法」という。)の規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日以後に相続若しくは遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)又は贈与(贈与をして者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

(障害者控除に関する経過措置)

第三十一条 新相続税法第十九条の四第一項の規定に該当する同項に規定する障害者が、その者又はその者の扶養義務者(同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項に規定する扶養義務者をいう。以下この条において「扶養義務者」という。)の施行日前に相続又は贈与により取得する定期金給付契約に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した定期金給付契約に関する相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2 施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に締結された定期金給付契約に関する権利(新相続税法第二十四条に規定するものに限る。)を同日までに相続若しくは遺贈又は贈与により取得する場合は、当該権利の価額は、前項の規定にかかわらず、同条に規定する金額による。ただし、次に掲げるものに係る定期金給付契約に関する権利については、この限りでない。

一 保険者が被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する生命保険契約における当該保険金(所得税法第七十六条第四項に規定する個人年金保険契約等に係るものその他の政令で定めるものを除く。)

二 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける年金その他の政令で定める年金

(同族会社等の行為又は計算の否認等に関する経過措置)

第三十三条 新相続税法第六十四条第四項の規定

三 次に掲げる規定 平成二十二年十月一日

イ 及びロ 略

四 略

五 第三条中相続税法第二十四条の改正規定及び附則第三十二条第一項の規定 平成二十三年四月一日

(相続税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第三十条 第三条の規定による改正後の相続税法(以下附則第三十三条までにおいて「新相続税法」という。)の規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日以後に相続若しくは遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)又は贈与(贈与をして者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

(定期金に関する権利の評価に関する経過措置)

第三十二条 新相続税法第二十四条の規定は、平成二十三年四月一日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金給付契約に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した定期金給付契約に関する相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2 施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に締結された定期金給付契約に関する権利(新相続税法第二十四条に規定するものに限る。)を同日までに相続若しくは遺贈又は贈与により取得する場合は、当該権利の価額は、前項の規定にかかわらず、同条に規定する金額による。ただし、次に掲げるものに係る定期金給付契約に関する権利については、この限りでない。

一 保険者が被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する生命保険契約における当該保険金(所得税法第七十六条第四項に規定する個人年金保険契約等に係るものその他の政令で定めるものを除く。)

二 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける年金その他の政令で定める年金

(同族会社等の行為又は計算の否認等に関する経過措置)

第三十三条 新相続税法第六十四条第四項の規定

三 次に掲げる規定 平成二十三年十月一日

イ 及びロ 略

四 略

五 第三条中相続税法第六十四条第四項の規定

第一 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二ヶ月を経過した日

イ 及びロ 略

六 この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二条 この法律の施行前にした行為及び前各項に定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

(経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月三一日法律第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第一百四十四号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第一百四十四号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二ヶ月を経過した日

イ 及びロ 略

八 第三条中相続税法第六十一条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定

二 略

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日
イ 及びロ 略

ハ 第三条中相続税法第三十二条の改正規定、同法第三十三条の二の改正規定、同法第三十四条に五項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）及び同法第五十九条に二項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）並びに附則第十七条第一項及び第二項並びに第十八条第二項の規定

四 及び五 略

六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日
イ 略

ロ 第三条中相続税法第五十九条第四項の改正規定及び同条に二項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）並びに附則第二十条の規定

（相続時精算課税に係る贈与税額の還付に関する経過措置）

第十七条 第三条の規定による改正後の相続税法（以下附則第二十条までにおいて「新相続税法」という。）第三十三条の二第七項の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払決定又は充当をする同項の規定による還付金に係る還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部で、同日前の期間に対応するもの計算については、なお従前の例による。

2 平成二十三年十二月三十一日以前に支払決定又は充当をした第三条の規定による改正前の相続税法（以下附則第二十条までにおいて「旧相続税法」という。）第三十三条の二第六項の規定による還付金に係る還付加算金については、なお従前の例による。

3 施行日から平成二十三年十二月三十一日までの間ににおける旧相続税法第三十三条の二の規定の適用については、同条第四項中「決定が」とあるのは、「決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。以下この項及び第六項において同じ。）が」とする。
(相続税の連帯納付義務等に関する経過措置)

第十八条 新相続税法第三十四条第五項の規定は、施行日以後に納期限（分納税額の納期限を除く。）が到来する相続税について適用する。

二新相続税法第三十四条第六項の規定は、平成二十四年一月一日以後に納期限（延納若しくは物納の許可の申請の却下若しくは取下げ又は延納若しくは物納の許可の取消しがあった場合には、その却下若しくは取消しに係る書面が発せられた日又は取下げがあつた日）が到来する相続税について適用する。

3 新相続税法第三十四条第七項の規定は、施行日以後に発せられる同項の規定による通知（施行日前に旧相続税法第三十四条第一項の規定により納税義務者の相続税について連帯納付の責めに任ずる者（当該納税義務者を除く。）に対し国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十七条の規定による督促状が発せられた場合を除く。）について適用する。

4 前項の場合において、施行日から平成二十一年十二月三十一日までの間における新相続税法第三十四条第七項の規定の適用については、同項中「前項の規定による通知をした場合において第一項」とあるのは「第一項」と、「連帯納付義務者から」とあるのは「同項の規定により納税義務者の相続税について連帯納付の責めに任ずる者（当該納税義務者を除く。以下この条及び第五十二条の二において「連帯納付義務者」という。）から」とする。

5 新相続税法第三十四条第八項の規定は、施行日以後に國税通則法第三十七条の規定による督促について適用する。

（相続税の延滞税の特則に関する経過措置）

第十九条 新相続税法第五十一条の一の規定は、平成二十三年四月一日以後の期間に対応する延滞税について適用し、同日前の期間に対応する延滞税については、なお前項の例による。

第二十条 新相続税法第五十九条第五項及び第六項（同項（同条第四項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十六年一月一日以後に提出する同条第四項に規定する光ディスク等について適用し、同日前に提出した旧相続税法第五十九条第四項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。）
3 平成二十五年十二月三十一日以前において旧相続税法第五十九条第四項の規定に基づき受けた同項に規定する所轄税務署長の承認とみなして、同項の規定を適用する。
第九十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

及び第三十六条の規定は、施行日以後に同法第二十七条又は第二十八条の規定による申告書の提出期限が到来する相続税又は贈与税について適用し、施行日前に第三条の規定による改正前の相続税法（附則第三十条及び第三十九条において「旧相続税法」という。）第二十七条又は第二十八条の規定による申告書の提出期限が到来した相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（相続税又は贈与税に関する調査等の当該職員の質問検査等に関する経過措置）

第三十条 平成二十四年十二月三十一日以前に旧相続法第六十条第一項又は第二項の規定により同条第一項各号に掲げる者又は同条第二項の公証人に對して行つた質問、検査又は閲覧の要求（同日後引き続き行わるる調査又は徵収（同日以前に同条第一項第一号又は第二号に掲げる者に對して該調査又は徵収に係る同項の規定による質問又は検査を行つてしたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日以後となる場合における経過措置）

第一百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する觀点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行期日。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

項の改正規定、第三条の規定並びに次条第一項及び第三項、附則第三条第一項及び第

2 新相続税法の贈与税に関する規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十七

第五十七条 (相続税の連帯納付義務等に関する経過措置)
第四条の規定による改正後の相続税法(以下この条及び次条において「新相続税法」といふ。)第三条の規定は、施行日より去る二年以内に死亡した者に対するものとして適用する。

第一條中保険業法第六十六条の改正規定、同法第七十七条の改正規定、同法第二百二十七条第三項の改正規定、同法第二百三十五条第三項の改正規定、同法第二百三十八条の改正規定、同法第二百七十三条の四第二項第二号ロの改正規定

更生手続の特例等に関する法律（平成八年十二月三十日法律第九十五号）第三百二十二条の改正規定に定める。）並びに第九条から第十三条までの規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲において政令で定める日

より効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)に
より取得する財産に係る贈与税について適用
し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈
与税については、なお従前の例による。

（延納若しくは物納の許可の申請の却下若しくは取消し又は取下げ又は延納若しくは物納の許可の取消しがあつた場合には、その却下に係る書面が発せられた日若しくは取下げがあつた日又は取消しに係る書面が発せられた日）又は分納税額の納期限（次項において「申告期限等」と総称する。）が到来する相続税について適用する。

新相続税法第三十四条第一項の規定は、施行

定、同法第一百七十三条の五の改正規定、同法第一百二十条第一項の改正規定、同法第二百七十条の四第九項の改正規定(「(百四十条を「(次条第一項、第百四十条)に改める部分及び「(百三十九条第二項)を「(百三十一条第一項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「(百三十五条第一項」とあるのは「(第二百七十条の四第八項)と、「(百三十九条第一項)に改める部分に限る。」、同法

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一條 新相続税法第一条の三第二号及び第一
条の四第二号の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相
続税又は贈与税について適用し、施行日前に相
続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に
係る相続税又は贈与税については、なお従前の
例による。

「内閣は内閣の三者に關する各項指置」とあるのは、「規定による通知(平成二十三年六月三十日前にあつては、同法第三十七条(督促)の規定による督促に係る督促状)」と読み替えるものとする。

同法第二百七十二条の二第一項の改正規定、同法第三百三十三条第一項第三十三号及び第四十六号の改正規定並びに同法附則第一条の二第二項の改正規定、第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項、第四項、第五項、第七項第一号、第十項及び第十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定（「第一百三十八条」を「第一百三十七条第五項及び第一百三十八条」に改める部分を除く）、同法附則第四条の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（同項の表五百条の二の項を次のように改める部分を除く。）、同条第三項、第五項及び第六項

法律（附則第一條第一号及び第三号に掲げるる定にあつては、当該規定の施行に關し必要経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は政令で定める。）

附 則（平成一五年三月三〇日法律第一号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成二十七年一月一日
イ 略

ロ 第二条の見返（同二条の見返）

に該当する者が、その者又は同条第二項に規定する扶養義務者の平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について第三条の規定による改正前の相続税法（以下附則第十四条までにおいて「旧相続税法」という。）第十九条の三第一項又は第二項の規定の適用を受けたことのある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について同条第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額（一回以上旧相続税法第十九条の三第一項又は第一項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産

第七十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

を除く) 同条第三項 第五項及び第六項の改正規定、同条第十一項の改正規定(「新保険業法第二編第七章第一節」を「保険業法第三編第七章第一節」に改める部分及び「新保険業法の規定」を「同法の規定」に改める部分に限る)、同項の表第百三十七条第五項の項の次に次のように加える改正規定、同表第五号及三百三十三条第一項第十三号、第四十五号及び第四十六号の項の文句規定、同表第十二項

第三条の規定（同条件下相続税法第一条
三第二号の改正規定、同法第一条の第四
号の改正規定及び同法第二十二条の四（
出しを含む。）の改正規定を除く。）並び
附則第十条、第十二条及び第十三条の規定
(相続税法の一部改正に伴う経過措置の原則)
第十条 第三条の規定による改正後の相続税法
(以下附則第十四条までにおいて「新相続税法」と
いふ。)の発効日より遡る見定によつて、(付)

（障害者控除に関する経過措置）
第十三条 新相続税法第十九条の四第一項の規定
第一条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の三第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額）から既に旧相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項又は新相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

附 則（平成二四年三月三一日法律第二

に該当する同項に規定する障害は同条第三項において準用する

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

則第三十三条の三の改正規定、同法附則第三十四条の二並びに第三十六条第一項及び第一

た財産に係る相続税については、なお従前の如きによる。

税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)第三条の規定による改正前の相続税法、所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第二百九号)第三条の規定による改正前の相続税法、相続税法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十五号)による改正前の相続税法又は相続税法の一部を改正する法律(昭和六十四年法律第六号)による改正前の相続税法(以下この条において「旧法」と総称する)第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかわらず、当該相続税について新相続税法第十九条の四第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額(二回以上旧法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の四第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額)から既に旧法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項又は新相続税法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の三第二項又は新相続税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けることとする。

(特定障害者に対する贈与税の非課税に関する経過措置)

第十四条 新相続税法第二十一条の四の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する特定障害者扶養信託契約に基づく同項の信託について適用し、施行日前にされた旧相続税法第二十条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約に基づく同項の信託については、なお従前

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十六条 この法律(附則第一号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の適用については、なお従前の例による。

(相続税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条 第五条中相続税法第三十八条第四項ただし書の改正規定及び附則第三十七条第一項の規定

(新相続税法の規定による改正後の相続税法(以下この条において「新相続税法」とい

(政令への委任)
第一百七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第一百八条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関連する税制の施行については平成二十五年度中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

二 給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準(所得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう)及び控除対象の範囲を含め、検討すること。

三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

四 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

う。)第三十八条第四項の規定は、平成二十七年四月一日以後に提出される新相続税法第三十九条第一項の申請書に係る延納の許可について適用し、同日前に提出された第五条の規定による改正前の相続税法第三十九条第一項の申請書に係る延納の許可については、なお従前の例による。

(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定

2 新相続税法第五十九条第六項の規定は、施行日以後に提供する同条第四項に規定する調書による規定に係る延納の許可については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)
第一百六十四条 この法律(附則第一号に掲げたる規定にあっては、当該規定。以下この条における規定に同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる罰則の適用については、なお従前の例によることとされる罰則の適用については、なお従前の例による。

2 新相続税法第五十九条第六項の規定は、施行前にした行為及びこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第一百六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)
第一百六十六条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。(施行期日)
附 則 (平成二六年六月一三日法律第六号)抄

(政令への委任)
第一百六十七条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行前にした行為及びこの法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(経過措置の原則)
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。(施行期日)
附 則 (平成二七年三月三一日法律第九号)抄

(経過措置の原則)
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(訴訟に関する経過措置)
第六条 この法律による改正前の法律の規定によるものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定によることとされる事項であつて、当該不服申立ての施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある。

(イ) 第三条の規定(同条中相続税法第十条第一項第五号の改正規定及び同法第五十九条第一項から第三項までの規定)
八 第三条中相続税法第十条第一項第五号の改正規定及び同法第五十九条第一項から第三項までの規定

正規定及び同法第五十九条第一項から第三項までの規定(第五十九条第一項、第三項若しくは第四項に改める部分に限る。)に限る。)の規定

正規定(第五十九条第一項から第三項まで第一項第五号の改正規定及び同法第五十九条第一項から第三項までの規定)

正規定及び同法第五十九条第一項から第三項までの規定(第五十九条第一項、第三項若しくは第四項に改める部分に限る。)に限る。)の規定

正規定(第五十九条第一項から第三項までの規定)

正規定

第三十四条 第三条の規定による改正後の相続税法（以下この条において「新相続税法」という。）第一条の三第二項の規定は、平成二十七年七月一日以後に同項第一号の個人、同項第二号に規定する受贈者又は同項第三号の相続人から贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得する財産に係る贈与税について適用する。

2 新相続税法第一条の四第二項の規定は、平成二十七年七月一日以後に同項第一号の個人、同項第二号に規定する受贈者又は同項第三号の相続人から贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用する。

3 新相続税法第十四条第三項及び第三十二条第一項の規定は、平成二十七年七月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

4 新相続税法第五十九条第二項の規定は、新相続税法第十条第一項第五号に規定する保険会社等の新相続税法第五十九条第一項に規定する営業所等が新相続税法第三条第一項第一号に規定する生命保険契約又は同号に規定する損害保険契約の契約者が死亡したことと併せ契約者の変更の手続を行うことにより、平成三十一年一月一日以後に当該変更の効力が生ずる場合について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第一百三十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三日法律第一五号) 抄
(施行期日)

三　次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

　　口 第四条中相続税法第五十条第二項(第二号)
　　の改正規定及び附則第三十一条第二項の
　　規定

(相続税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 (第四条の規定による改正後の相続税法(次項において「新相続税法」という。)第35条第四項及び第五十条第一項の規定は、平成二十九年一月一日以後に新相続税法第三十一条第六項に規定する遺産分割等の事由が生ずる場合について適用する。新相続税法第五十条第二項の規定は、平成二十九年一月一日以後に新相続税法第三十一条第六項に規定する修正申告書の提出期限が到来する相続税について適用する。(罰則に関する経過措置)

第六百六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為をする罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(政令への委任)

第一百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第四号)
(施行期日)
イ カ ら ま で 略

一 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成二十九年十月一日

イ カ ら ま で 略

二 第四条中相続税法第六十四条第四項の改正規定及び附則第三十一条第五項の規定

四 略

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イ カ ら ま で 略

ロ 第四条中相続税法第五十九条第八項の改正規定

(相続税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 第四条の規定による改正後の相続税法(以下この条において「新相続税法」とい

う。) 第一条の三及び第一条の四の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取扱する財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2 施行日から令和四年三月三十一日までの間に非居住外国人(施行日から相続若しくは遺贈又は贈与の時まで引き続き新相続税法の施行地に住所を有しない者であつて日本国籍を有しないもの)を有する財産を取得した者が当該財産を取得した時ににおいて新相続税法の施行地に住所を有しない者であつて日本国籍を有しないものであるときにおける新相続税法第一条の三第一項第二号又は第一条の第四項第二号の規定の適用については、新相続税法第一条の三第一項第二号「又は非居住被相続人」とあるのは、「非居住被相続人又は非居住外国人(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十一条第二項に規定する非居住外国人をいう。次条第一項第二号において同じ。)」と、新相続税法第一条の四第一項第二号口中「又は非居住贈与者」とあるのは、「非居住贈与者又は非居住外国人」とする。

3 新相続税法第四十一条第二項及び第五項の規定は、施行日以後に新相続税法第四十二条第一項(新相続税法第四十五条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十八条の二第二項の規定により物納の許可を申請する場合について適用し、施行日前に第四条の規定による改正前の相続税法(以下この条において「旧相続税法」という。)第四十二条第一項(旧相続税法第四十五条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十八条の二第二項の規定により登録社債等について(旧相続税法第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

4 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第六十五号)附則第三条に規定する

5 新相続税法第六十四条第四項の規定は、平成二十九年十月一日以後に行われる同項に規定する合併等について適用し、同日前に行われた旧相続税法第六十四条第四項に規定する合併等については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第一百四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第一百四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一九年六月二日法律第四五号)
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第百三条の二、第一百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。
——から八まで 略
九 次に掲げる規定 令和三年一月一日
イ 略
ロ 第四条中相続税法第五十九条第五項の改
正規定及び附則第四十三条第四項の規定
(相続税法の一部改正に伴う経過措置)
第四十三条 第四条の規定による改正後の相続税法(以下「この条において「新相続税法」といいう。)第一条の三及び第一条の四の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。附則第七十五条第一項を除き、以下同じ。)又は贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。同項を除き、以下同じ。)により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与によ

